

令和2年第4回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和2年9月15日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年9月16日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）
 

1 番 福田 泰生	2 番 渡邊 昌行	3 番 谷口 和也
4 番 津田久美子	5 番 前川さおり	6 番 山路 善己
7 番 中西 友子	8 番 北 守	10 番 奥川 直人
11 番 山口 和宏	12 番 風口 尚	13 番 小林 豊
- 5 欠席議員 （1名）
 

9 番 坪井 信義
-----------
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
 

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 田村 優
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
生涯教育課長 平生 公一	地域づくり推進室 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊
生活環境室長 山口 成人	地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
 

議会事務局長 山下 健一	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 村井 摩耶
--------------	-------------	-------------
- 8 日 程
  - 第1. 会議録署名議員の指名
  - 第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	福田 泰生 P2 - P9	(1) 熱中症と新型コロナウイルスについて (2) 避難場所と避難経路について
2	奥川 直人 P9 - P21	(1) H30年10月からの玉城町役場機構改革について (2) 役場総電力料金721万円削減提案について (3) その後どのように進んでいますか
3	北 守 P22 - P32	(1) 避難所における新型コロナ感染対策について (2) 知事との一対一対談のテーマ「ウィズコロナ・アフター コロナのまちづくり」について
4	山路 善己 P32 - P45	(1) 玄甲舎の利活用について (2) 会計年度任用職員について

		(3) 外城田川改修について
5	津田久美子 P45 - P56	(1) 新型コロナウイルスによる影響と玉城町の対策について (2) 新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた学校教育の課題とGIGAスクール構想によるICTを活用した学習活動の推進について
6	渡邊 昌行 P56 - P59	(1) コロナ禍における玉城病院の役割と体制について

(午前9時00分 開会)

### ◎開会の宣告

- 議長(山口 和宏) ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。よって、令和2年第4回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において  
7番 中西 友子 君                      8番 北 守 君  
の2名を指名します。

### ◎日程第2 町政一般に関する質問

- 議長(山口 和宏) 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

[1番 福田 泰生 議員登壇]

《1番 福田 泰生 議員》

- 議長(山口 和宏) 初めに、1番 福田泰生君の質問を許します。

1番 福田泰生君。

- 1番(福田 泰生) それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

その前に、新型コロナウイルスの対策に日夜奮闘していらっしゃる職員の皆様に感謝と敬意を申し上げさせていただきます。終息の予測ができず、不安を抱いている町民の方が多くいらっしゃる現状ですので、引き続きご尽力をいただきたいと、このように思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私から質問は大きく2つございます。1つ目は、熱中症と新型コロナウイルスについてでございます。2つ目は、避難所と避難経路についてでございます。

1つ目の質問ですが、熱中症と新型コロナウイルスについてお伺いさせていただきます。

熱中症と新型コロナウイルスの症状には、発熱や頭痛など、共通する症状があるとされ、医療機関においても早期の判断が難しいと言われております。このような状況の中、熱中症患者数は全国的に見て増加傾向にあり、中でも高齢者の割合が多くなっております。

最近出されました総務省消防庁の最新のデータによりますと、今年8月3日から9日までの7日間で、全国で6,664名の方が熱中症の疑いで緊急搬送されております。年代別の割合では、65歳以上の方が約6割を占めているというデータが出ております。

このような中で、近年、熱中症対策の商品が多く販売され、実際に使用されている町民の方を多く目にすることがあります。こういった熱中症対策の商品情報を提供して促進する考えがあるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 福田議員から熱中症と新型コロナウイルスについてのご質問をいただきました。

まずは、福田議員はじめ、全ての議員の皆さん方にコロナ対策につきましてのご理解をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。

まずは、熱中症と新型コロナウイルス感染症についてでございますが、おっしゃっておられましたように、今年の夏、特に気温の高い日が続く中で、新しい生活様式の実践といったこれまでと異なる生活環境下にありまして、例年以上に熱中症に気をつけることが重要だというふうに考えておるわけでございます。

また、ご指摘のように、熱中症によって緊急搬送車や医療機関を受診される方が増加することによりまして、新型コロナウイルス感染症の対応を行っていただいている医療機関にも負担がかかっておるといことも考えられるわけでございます。

町民の皆さん方が十分な感染症予防を行いながら熱中症予防をこれまで以上に心がけていただくように注意啓発、注意喚起を行うなど、対策に万全を期してまいります。

具体的な内容でございますので、それぞれ熱中症対策商品等のご質問をいただいておりますから、担当の保健福祉課長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

今年の夏、連日猛暑が続きまして、本当に命の危険を感じるほどの暑さというのを体

感をしたというふうに感じております。

先ほど、議員おっしゃられましたように、消防庁の発表によりますと、8月は全国で熱中症による緊急搬送された方が1日に2,000人を超える日もあるという、そのような緊急的な状況であったということで、熱中症対策の報道なども多数されておったところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策の中で、今年度の熱中症予防行動は、1つ目に暑さを避けること、2つ目に適宜マスクを外すこと、3つ目に小まめに水分補給をすること、4つ目に日頃からの健康チェックをする、5つ目に暑さに備えた体づくりをするという5つの予防行動のポイントを啓発させていただいてまいりましたし、国のほうもそのように推奨しておるところでございます。

具体的には、広報やホームページなどの啓発ということを行っておりますけれども、特に高齢者の方が集まる場などで、そのポイントの一つ一つを具体的にお話しさせていただいたりする中で、もちろん換気をしながら冷房を使っていただくこと、無理をせず積極的に休養を取っていただくことや寝る前に水分補給を必ずしていただくようなことというような呼びかけをさせていただいたり、議員おっしゃられますような様々な熱中症対策商品を上手に使うことをお伝えしております。また、うちわなど、町の事業の啓発物品に活用させていただいております。例えば、小学校では通学時に暑さ対策と3密対策を兼ねて日傘を使用したり、冷感タオルを使用して暑さをしのぐというような工夫をしていただいております。

熱中症情報というのが毎日発表されておまして、そのような情報に留意しながら、今後も様々な方法で啓発のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 先ほど答弁いただきました。

いろんな角度、いろんな切り口で方法をあらゆるやり方を実践していただいているということです。

今、少し涼しい時期にここ2、3日なっているんですが、また暑さがぶり返すということも考えられますので、こういった啓発、それから情報の発信、適宜行っていただいて、町民の方の健康管理、健康維持、これに努めていただきたいと、このように思います。

それでは、次の内容をちょっとお聞きさせていただきます。

避難所使用時の熱中症と新型コロナウイルスへの対策が現状どのようになっているのか。そして、現状の対策を発展させる計画があれば、そちらも合わせてお伺いさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

私のほうから、避難所におきます感染症対策につきまして回答させていただきたいと

いうふうに思います。

まず、避難所の入り口におきましては、スクリーニングといたしまして発熱などの症状の確認と検温、こういったものを徹底してまいりたいと。また、避難者の健康状態を常にチェックを行うというふうなこともやっていきたいというふうには考えております。

入り口のスクリーニングにおきまして体調不良というふうな方におきましては、個別のスペース、または個室に誘導させていただきたいというふうに考えております。

一般のスペースにおきまして、手洗いと手指の消毒の徹底、またマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保ということで避難スペースをテープで仕切りを行ったり、また長期化する場合にはパーティションや段ボールベッド、こういったものを活用させていただきたいと。合わせて十分な換気を心がけるということで、議会のほうでお認めいただきましたサーキュレーターのほうも購入をさせていただいたところですので、効率よく換気を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 先ほど答弁いただきました内容でございますが、答弁の内容が新型コロナウイルスの対策がほとんどの状況であります、熱中症、この対策については、避難所でどのようにお考えか、あればお聞かせいただきます。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

避難所におきます熱中症対策につきましては、先ほど、保健福祉課長のほうからも答弁させていただきましたが、基本的な準備といたしましては、避難する前に各個人の方でコロナ対策をしっかりと、熱中症対策というふうなことで先ほど言いましたうちわとか冷感タオルというのをご準備いただくというのが原則になってこようかと思いますが、ただし、例えば地震が発生した場合など、備えをしていた物を急に持ってこられないというふうな場合もございますので、また、停電時というふうなことも想定されますので、今後、うちわや冷感タオルというふうな物を町のほうでも備蓄をしてまいりたいというふうには考えております。

各避難所におきましては、防衛省の補助を受けまして、全て空調設備が整っておりますので、その辺も合わせて調整させてまいりたいというふうには考えております。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 先ほど、ご答弁いただきました。

防衛省の補助によって発電の設備があるということなんですが、少し前の広報の発表によりますと、停電のときの地下発電、これの備えがありまして、燃料の使用量が約10時間分、それから災害協定を結んだガソリンスタンドにおいての追加の燃料が約72時間分、これが自家発電で燃料の使用が可能という状況でデータが出ています。

ただ、災害の状況によりますと、増水で道路が寸断されて、その延長の72時間分の燃料が取りに行けないというようなこともありますので、こういったときは、やはりうち

わや冷感タオル、そういった電力を使用しないいわゆるローテク、そういったものが効果を発揮するんじゃないかなと、このようにも思っています。

先ほど、ご答弁の中にうちわや冷感タオルの備蓄も検討していただけるということで、引き続きお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次の質問ですが、避難所と避難経路においてをお伺いさせていただきます。

保育所、小学校、中学校において、避難所と避難経路について。

これは、園児、児童が授業中における質問になるのですが、水害、地震時、これの避難場所と避難経路は同じなのか。そして、仮の同じであれば、別々に設ける必要はないのか、こちらをお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

所管いたします保育所のことにつきましてご回答させていただきます。

保育所におきましては、特に自力で避難が困難な乳幼児や本当に小さなお子さんをお預かりしているということもございまして、児童の安全を確保するために火災をはじめ、水害や地震など、非常災害に備えた十分な対策を講じる必要がございます。火災や地震などの非常災害に備えた防災訓練という防災計画を策定しておりますのと、その中で避難場所というのを決定をして、その場所へ避難するというような訓練を実施しております。

玉城町内の4つの保育所のうちで田丸保育所と有田保育所は浸水被害の想定区域にあるというようなことで、特にその2つの保育所につきましては、水害時の避難場所をそれぞれ田丸であれば玉城中学校、有田であれば小学校としたような避難確保計画というものを策定をちょうどさせていただいたところでございます。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

福田議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、結論から申し上げますと、災害によって避難場所と避難経路は同じではありません。

各学校には、このような危機管理マニュアルを作成しています。その中には、地震発生時の緊急対応や火災発生時の緊急対応、また警報発令時における児童、生徒の登下校等が記載されております。

火災の場合ですと、避難場所は校舎から離れた運動場に基本となっております。ただ、避難経路は出火場所によって違ってまいります。また、地震の場合ですと、最終の避難場所は基本運動場にはなっているんですが、一時避難は授業中であれば机の下に隠れるとか、また休み時間ですと窓ガラスや棚などから離れて、頭を抱えてしゃがむとか、そういう子供たちの活動場所によってその対応の仕方も違ってまいります。

このように、基本的な行動の仕方や避難経路は決めてはいますが、実際の場面では、その場の状況において自分の判断で身を守る行動を取ることが必要になってくるかと思っております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 先ほど、ご答弁いただきました。

小学校、中学校においては、避難経路、避難場所は違い、それぞれ災害別に応じて、適宜決めていただいて避難していただくということです。

それから、保育所のほうについては、今策定中であるということで、この避難場所、避難経路について速やかに作成をしていただいて園児の生命の確保、これに努めていただきたいと思います。

それでは、次なんです、水害時、地震時、もう一つ抜けていますが、火災時です。それぞれの災害時において、そういうことでお聞かせいただいたんですが、年々、避難時や避難経路、これも状況が風化によって変化することが当然あるかと思えます。こういった風化などによる変化について、避難経路や避難場所の更新や点検、こういったことはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

私のほうからは、保育所のほうにつきまして回答をさせていただきたいと思えます。

保育所では、先ほど申し上げました防災計画のほうは既に策定済みとなっておりますので、水害に備えた避難確保計画というのを今策定をさせていただいたところでございますので、それに従ってということになりますけれども、毎月1回、地震や火災を想定した避難訓練を実施しております、職員が安全に児童を避難場所まで誘導し、避難できるよう訓練を行っているところです。また、年に1回、保護者の方に児童を引き渡し訓練ということで、保護者も参加をいただいて訓練のほうを実施しております。

今年度、先ほど申し上げました水害想定避難確保計画を策定したところですが、それに基づく避難訓練はまだこれから実施をしていかなければならないというところでございますので、このような毎月の訓練、年次の児童の保護者への引き渡し訓練をしていく中で、随時見直しをさせていただきまして、毎年度避難訓練の年間指導計画というのを策定させていただいております。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

先ほど、福祉課のほうから保育所のことを言われたんですが、大体、小学校も同じように、毎年避難訓練を地震、火災、時には不審者、それと引き渡し訓練等々やっております。毎年、やるたびに一定の問題点が出てきますので、それは来年度へ生かすように取り組んでもらっています。

特に、危機管理マニュアルは毎年点検をしまして、新しい先生方が見えたときに説明もしていただいて、どういう行動を取るべきかというのを、これをもって先生方に理解をしてもらっているところです。そういう部分で、毎年変更をしていくという柔軟な対応を、今してもらっているところです。

福田議員の言われたように、時代によっていろんな逃げ方や身を守る方法も変わってくるかと思います。そういう新しい情報も踏まえながら更新のほうを今後もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 先ほどご答弁いただきました内容にもありますように、適宜その状況に応じて、時代に応じて変更していただけるということで安心しました。

まだまだいろんな考え方や状況も、避難の仕方とか科学的な切り口によっていろんな物事が変わると思いますので、それは時代に応じた方法でまた策定していただければと、このように思います。

次の質問ですが、先ほどは質問の内容が園児、児童が授業中の災害想定ということで質問をさせていただきましたが、この質問では、町民の皆様を対象としましてお伺いさせていただきます。

町内の避難所に指定されている公民館等におきまして、先ほどの質問と同様の取扱い、つまり、水害、地震、火災、このときの避難場所と経路は同じなのか。そして、仮に同じであれば、別々に設ける必要はないのか、こういったことをお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

福田議員仰せの避難経路については、当然、地震時と風水害時の災害においては異なるというふうには考えております。

具体的には、ハザードマップにおきまして、例えば風水害の場合ですと、浸水想定区域というのを設けておりますので、この区域に該当する部分につきましては地震と同じような避難経路ということが使えない場合もございますので、そういったところで今後も住民に周知を行い、適正な避難所への避難というのを呼びかけていきたいというふうに考えております。

また、町内の一般の住民への避難場所と避難経路の取扱いについてでございますが、基本的には各自治区に委ねておるといふような状況でございます。現在、各自治区に自主防災組織の設立というのがございます、設立をされておられます自治区におかれましては、日頃から避難場所や安全な避難経路、ハザードマップなどを確認いただいております。また、設立をされていない自治区におきましては、昨年の学校区別の避難訓練の中で区長さんのほうに避難場所や避難経路、危険箇所、こ



ういったものを確認をいただいたところでございますが、引き続き避難経路の見直し等というのは地形の変化等であろうかと思っておりますので、こういったものは防災委員の方を中心にこれからも働きかけをさせていただいて、見直しをしていただくようお願いをさせていただこうというふうに考えております。

○議長（山口 和宏） 1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） ご答弁いただきまして、その内容ですが、よく分かりました。

避難場所、避難経路もそれぞれ状況に応じて変化するというごことでお伺いさせていただきました。

ただ、ハザードマップ、これを出される中で、ハザードマップもこれは年々変化していつている部分もありますので、この変化していつている部分についても考慮していただいて、避難場所、避難経路、この変化がまたあると思っておりますので、そのときはそのときで柔軟に対応していただきたいと思います、このように思います。

現状等、今後ということで、いろいろ答弁いただきましたが、何よりもこれは町民の皆様生命を守るためということでございますので、今後ともご尽力いただきまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 以上で、1番 福田泰生君の質問は終わりました。ここで15分ばかり、45分から再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

（午前9時30分 休憩）

（午前9時45分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

#### 〔10番 奥川 直人 議員登壇〕

#### 《10番 奥川 直人 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、10番 奥川直人君の質問を許します。

10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） それでは、通告書に基づきまして、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は3点の質問があるんですが、まず、今、世界もはじめ、コロナウイルスの発生拡大で、6月議会では一般質問は取りやめとなりました。この9月議会では2次感染も終息傾向にあるということで、45分間の時間を短縮した一般質問ということになります。町民の皆様方は、まずは自らがコロナウイルスに感染しない対策をお願いしたいと思いますし、そうすれば町内では発生しないのではないかと、このように思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

今回は3点の質問をいたします。

まず、1点目は、平成30年に行われました役場の機構改革について、2番目が役場総電力料金721万円の削減提案について、3番目がその後どう進んでいますかということで、毎年自治区から要望がでております町道岡出・昼田線の拡幅工事についてお聞きをしてみたいと、このように思います。

それでは、まず一昨年10月に行われました機構改革から2年がたち、その成果を寄与してみたいと、このように思っています。このことは、特に防災対策を行う専門組織の設置を以前から要望してきたわけでありましたが、今回の機構改革の中で防災対策室含め専門組織が設置されました。この役場の全体の機構改革の目的を町長なり行政の皆様方がこのように申されております。

防災減災対策や協働のまちづくりの推進など、多様化する行政課題や社会環境の変化に柔軟かつ迅速に対応すること。また、重点課題に対するために4つの専門組織、いわゆる何々室という専門室を設けて、そういうことを設置するというでスタートいたしました。

私もこの改革には大いに期待をしております。そこで、改革から2年がたち、この機構改革を行ってきた成果、または課題をお聞かせいただくんですが、今回、質問の中に1、2という形で分けさせていただきました。1は全体はどうなんだろう、それで2につきましては地域づくり推進室、防災対策室、生活環境室など、専門機能を設けた成果や課題、これについてはかなり重複する部分があるので、質問は1、2を含めた形で答弁いただきたいと思っておりますし、あえていうならば、全体ではこうだ、各室でこういう成果があった、こういう課題があったという形でご答弁いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から2年前の平成30年10月に行いました役場の機構改革についての状況はどうかというふうなご質問でございます。

今のお話にもございましたように、全体の状況をごく簡単に私のほうから申し上げ、それぞれ担当室長のほうから答弁をさせたいと思っております。

まずは、過去にもこのご意見についてはご質問賜ったわけでありまして、何といたしましても玉城町は町政65年を迎えましたけれども、これが今後においても持続して発展していく玉城町でなければならぬ。そのために、今、町を取り巻く環境の変化、これに対応しながら調整を進めていく必要があるということでございました。それぞれ、例えば人口減少とか、繰り返して恐縮ですけれども、防災とか、あるいは共生社会とか、今お話がありましたような世界中で大きな喫緊の課題になっていますコロナ対策とかというふうなことも発生をしてきたわけでありましてけれども、それに町としても取り組んでいかなきゃならぬと、こういう事態であります。

具体的な成果は、昨日の議会資料にも配付させていただいておりますように、それぞれ施策の成果としてお示しをさせていただいております。その中で達成度、あるいは有効性等を表示しておりまして、それぞれ議員の皆さん方にお示しをさせていただいているわけでございます。

さらに今後も町を取り巻く環境はどんどん変化をしていくと思っておりますし、まだまだいろんな課題を解決していかなければならんこともたくさんございますので、まずはそういった考え方で玉城町の持続発展のために、これからもそれぞれに必要な施策を推進するためにそれぞれの所管課、あるいはその中の専門分野の推進室を中心に連携した形の中で調整を推進していきたいという考え方でございます。

私からは以上です。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

それでは、私から地域づくり推進室の大きな主な成果についてご説明を申し上げます。

まず、私ども地域づくり推進室の大きなテーマといたしましては、町の課題に最適な手法を取り入れて提案し、牽引していくというところが大きな役割かなというふうなところで認識をしているところでございます。

まずは、大きく町の重要政策であります総合計画であったり、それからまち・ひと・しごとの創生総合戦略、こういったものの策定であったり、それから推進をしていくというのが大きな役割としてございます。

また、地方創生の推進交付経路につきまして、非常に幅広く町の政策課題について対応してきたというところでございまして、これは前総合戦略課のときからちょうど地方創生交付金を設立しておりますけれども、大きくは した周辺の整備に関しまして大きく役割を果たしているのではないかなというふうな分析をしております。

また、令和2年度、今年度につきましては、関係人口の創出であったり、6次産業化の推進、それから就労というテーマで約交付金で6,800万程度の交付金を活用し、事業を実施しておるというところでございまして、簡単に金額と成果、全くイコールで結びつくものではございませんが、事業費ベースで6億9,000万程度の事業を推進してきたということで、一定の成果もあったものというふうな捉えております。

また、協働のまちづくりというふうなことも大きなテーマでございまして、例えば大学との連携というのを進めてきたところでございます。三重大学との連携協定であったり皇學館大学との連携協定、また昨年度につきましては東洋大学さんとの連携協定も結ばせていただきまして、これまでに引き続きの東京大学と併せまして4つの大学さんと今連携しながら地域づくりを進めておるというところでございます。

また、自治区との連携に関しましては、今年度新型コロナウイルスの関係もありまして、自治会へコロナ対策用品の配備についてというような新たな整備を設けまして、補助を拡充して自治区さんとも連携をしながらまちづくりを進めていくというところで対

応したところでございます。

また、移住定住促進に関しましては、こちらは下外城田プロジェクトを発足し、玉城ミライデザインプロジェクトなどを皇學館大学と一緒に進めてきておまして、昨年度、発表会を実施いたしまして、今年度、外城田地区への展開というのも視野に広げておまして、徐々にではありますけれども、こういった移住定住、または持続可能な地域づくりというところに寄与させていただいているというところでございます。

最後になりますが、地域おこし協力隊についても私どものほうで窓口をさせていただいているところでございまして、現在、イチゴ農家を目指す協力隊1名、玉城町に入らせていただきまして、来年度の2月まで玉城町で勉強と修行をしていただくということになっています。こちらも順調に自分のハウスを持ちながら、今、苗を作っておるような状況でございまして、何とか玉城に定住いただけるような話しをさせていただいております。

地域づくり推進室については以上でございます。

○議長(山口 和宏) 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長(見並 智俊) 防災対策室長 見並。

私のほうからは防災対策室での成果ということでご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、この防災対策室におきましては、災害被害を軽減するため、自助、共助、公助、こういったものは推進するというのが一番の取組かなというふうに考えておるところでございます。

具体的にどのような成果があったかと申しますと、まず1つ目には、昨年開催をさせていただきました学校区別の避難訓練、この実施によりまして町民の防災意識が向上されたのではないかなというふうには考えております。また、先ほども答弁させていただいたとおり、各自治区におきまして避難経路の確認や危険箇所、こういったものも確認いただけたのかなというふうには考えております。

2つ目には、防災技術指導員によりまして各地区に出向くことで、防災講話をさせていただいたというふうなことでございます。この成果といたしましては、自主防災組織の設立というのが、以前は8団体ということでとどまっておりましたが、昨年までに14団体ということで6団体増えたということがその成果としても出てきておるというふうな状況でございます。

3つ目といたしましては、各転倒防止事業の充実ということで、対象者の拡大ということを図ったことによりまして、それぞれ自助ということで、それぞれご家庭で備えをしていただくということで、町としてもこの転倒防止策に補助を出させていただいたということで成果が出ておるというふうには考えております。

それ以外には、昨年、自治区におきまして自主防災組織の設立をされておられない自治区におきまして、防災委員を設置してくださいというふうな働きかけをさせていた

できました。この防災委員につきましては、防災組織が立ち上がるまでは、この防災委員の方が中心にそれぞれの自治区におきまして防災の取組を中心になっていただいで推進していただくということですので、こちらにつきましても、町といたしましてもサポートさせていただきたいというふうには考えておるところでございます。

さらには、ハザードマップの改訂ということで、令和2年1月に総合防災マップというのを改訂させていただきました。こちらにつきましても、各世帯に配布をさせていただいたところでございます。

また、ほかには浸水深の表示版ということで、平成29年台風21号の際に、浸水被害のあった地域にその表示板を設置することによりまして、住民の方にここまで水が来ましたよというふうなことでお知らせができるような表示をさせていただいたところでございます。

以上が防災対策室の成果ということでございます。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 山口成人君。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

私のほうからは、生活環境室の成果についてなんですけれども、まず生活環境室におきましては日々の日常業務に直結しておるかでありまして、通常業務を滞りなく遂行させて、問題発生時には迅速かつ適切な判断により、住民の皆様の生活に支障が生じないよう努めております。

その中で、まず成果といたしましては、ごみ収集が平成28年度から直営化されております。その分、人員のほうも削減はしておりますけれども、一部事務組合で収集しておったとき以上にサービスの行き届いた円滑な収集体制を保持できておると考えております。

また、2点目の交通安全対策におきましては、玉城町内での交通事故発生件数も平成29年度におきまして453件ございました。それが平成30年度429件、24件減少、令和元年度におきましては358件と71件減少しております。交通事故により、また死亡者の方につきましても平成28年度以降発生していない状況でございます。

同様に、犯罪件数におきましても、平成29年度108件、玉城町内での刑法犯がございました。それが平成30年度におきましては63件、45件減、令和元年度におきましては54件、9件の減と減少している状況でございます。これらにおきましては、防犯カメラの設置や定期的な放置自転車の処理、また交通安全キャンペーン、防犯パトロール、街頭での啓発活動などにおいてなったものだと、町と警察、交通安全協会、生活安全推進協議会をはじめとする各団体の連携、取組の成果とうかがえると考えております。

また、課題といたしましては、交通安全対策など、引き続き住民の皆様との協同によるさらなる安全安心のまちづくりに努める必要があるのかなということ、そのほか、引き続きごみの減量化、分別の推進、合理化特別法に関連する円滑なごみ収集業務の意向など、数多くの問題が起こっているかと考えております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 新しい組織をつくられて1年半ぐらいに正味なるわけですけども、それぞれこつこつと進めていただければなと思っていますし、先ほど山口室長が言われたように、私は成果もあったけれども、課題が聞きたかったんですよ。課題はたくさんあると私は思いますよ。計画づくりにおいてもいっぱいあると思います。そういったことを認識をして、効率よく進めていただければと、このように思います。

今回、あまり時間がないので、次にいきたいと思います。

この機構改革がいわゆるこの4月にまた新しく組織も変わって、室長も変わったということで、これも私は課題かなと。いろんな理由がありますよ、理由があるにしても、やっぱり専門組織をつくっていくということであれば、ある程度の年数をかけた形で熟成者のような組織にしていかないと、なかなか世間に通用するような活動ができないんじゃないかな、こんなふうに思っていたりもしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この機構改革を成功させるためには、先ほどいろんな成果や課題を言われました。役場全体の事業の推進されている進捗状況や課題をつかんで管理するチェック機能が当然必要だと、このように思っています。個々でやっているんじゃなくて、総括的にやってみていく必要がある。役場全体の課題を誰がつかむか。一応、管理、監督する機能がなくては足並みそろえて進めないということで、管理、指導する責任者は誰なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

基本的に、役場組織のほうは、ご存じのとおり役場には10年の基本構想があり、また基本計画5年刻みのものがあります。この中に各施策、事業、課題、成果、実績、現状というものを掲載いたしておるところでございます。毎年の予算編成というものにおきまして、今年度の事業部分というふうなことで、その部分に対応すべく予算化をし、事業展開をいたすところでございます。

以前にも組織の中での取組ということで、内部的な部分の中での取組を紹介させていただいたことがあろうかと思うんですが、まず毎年の当初予算編成時に各部門方針重点シートということで課題を上げ、またその中での懸案事項の部分もピックアップをしながら予算編成に取り組む、そしてそれが今年度の予算状況になるということ。すみません、もう一つ忘れていました。総合計画の5か年と合わせて毎年3か年の実施計画というものを策定いたしております。その部門シート、重点シート……

○10番（奥川 直人） 私は、それを誰がチェックしとるねやということを聞いておるんやけれども。

そんな流れは分かる。仕組みは聞いていますので、説明したや言うたやんか、さっき。

○副町長（田間 宏紀） そういうふうな部門方針シートのチェックにつきましては、町長はじめ、私、総務部のほうが入り、各担当課長とヒアリングを実施し、そこでの協議を行って進めておるというふうな状況でございますので、責任者といたしましては町長はじめ私ども、また、各課の課長というふうな形になっておるかと思えます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 今回、時間がないので、前のことはおっしゃられた意味、前に言いましたけれども、私聞いていますから。議事録も読んでいます。で、その中から大事なとこだけ聞いているんですから。協力していただけないと、このように思います。

ということは、町長、副町長なりが、当然、組織も変わらないんだから、そこにおられるんだからチェックされるというふうな答弁でした。

では、例えば自主防災組織の現状は先ほど聞きましたけれども、機構改革の目玉である玉城町の防災・減災で最も重要なのは自主防災組織の組織だと申されてから早9年がたつ。これは東日本大震災があったから、やっぱりやらなあかんという形で9年たつとるんですよ。その中で、現在は、玉城町は69集落あって、やっとなら14集落になりましたということで、約達成率は20%という形になっておまして、一般的に言えば大幅な遅れで大問題だと、このような認識を私は持っていますけれども、管理、指導する責任者の皆さんの認識が聞きたいと思えます。課長、町長、副町長言うてるやろ。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

自主防災組織、確かに69自治区の中で現在14団体ということでございます。これにつきましても、以前からいろんな議論があったかと思えます。

この組織の設立については、やはりマニュアルの中でのペーパー的な仮の組織というものをつくるんじゃないしに、自治区の中で本当の意味での組織づくりをしてほしいということで、防災指導員、また防災対策室の職員が自治区に出向き、いろんなタイムウォッチングとかということをしながらか住民意識を高揚させ、組織づくりに向けて努力をいたしておるというふうなことで、早い段階で住民意識が変わってくるようなことを願うところでございますが、なかなか組織づくりの中にはいかない。しかし、1点は、やはり役場からマニュアル的な組織の規約等でも配って、はい、これでというふうなことではなく、本当の意味での自主防災組織になるようにというふうなことで議論をいたしておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうですね、今まで結局は自治区がなかなか乗ってこない、こういうふうな印象を受けるわけですけども、それをするために何をするかというのを皆さんの仕事なんです。結果を聞いとるわけじゃないということで、そういう認識を深めて、そういう状況の中で何をするかというビジョンを聞きたいんですよ。

であれば、皆さんは管理、監督する責任者としてどのような指示をしているのかと。

そして、それはいつまでにどうせという目標を設定せんと、なかなか進まないということもあるんで、その辺は明確になつとるんですか。どういう指示をされたんですか。管理、監督する方。皆さんが指示せなあかんよな。そんなのええやん。もらつとるの、ちゃんと。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

私のほうから、この自主防災組織の設立については……

○10番（奥川 直人） 目標を聞いとる。目標をもらつとるんかということ。目標だけでいい。

○防災対策室長（見並 智俊） 目標につきましては、自主防災組織69の自治区全てにおいて設立をするというのが当然の目標と……

○10番（奥川 直人） いつまで。

○防災対策室長（見並 智俊） いうことですが、それはやはりそれぞれの自治区の考え方というのがあります。玉城町が押しつけで組織をつくりなさいと言いましても、実際に動いていかないというふうに思いますので、やはり自主的にそれぞれの自治区が自主防災組織を立ち上げようというふうに急になるように、これからも防災技術指導員、または町の職員、これが一体となりまして防災講話等をつづけながら働きかけを続けていきたいというふうには考えておるところです。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 私は目標値を聞いたんで。それはもう重々分かつとるんです。それは先ほど言いましたよね。やるほうを考えてくれと。やれない理由を聞いとるわけじゃないんや、だから。

次、いきます。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） なんかやつとらんみたいな話やけれども、これは自治区の皆さん方にずっと過去から意識を持ってもらうために阪神淡路大震災のオクタンチョウや人と未来防災センターやいろんところへバス視察に行つてもろたり、それで自治区も行つてもらつとる自治区もあるわけですよ。あるいは、区長会のたびにそういう自治区でやつとるところの自主防災の状況も、まだのところはぜひ設置をしてほしいというふうな働きかけをしたり、そしてもう一つは、区長さんは1年でほとんど交代されますから、それではいかんので、何とか防災推進委員さんを設置してほしいなど、こういうふうなことも呼びかけさせていただいて、一生懸命、やっぱりこちらから押しつけでやるというふうなことは長続きしないというふうなことも先進的な市町のほうからもアドバイスいただいておりますから、そういう地道な活動をやれと、こういうことなんですよ。それは分かつてもろうてる話やからな。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。



○10番（奥川 直人）　そうです。何もできていないとは言っていない。でも、新しい組織ができたんだから、新しい進め方とか役員を。それは僕また今度聞きますけれども、今日は時間がないので聞かないので、その新しい役員さんを設けてもろうたということについてはまた聞いていきたいと思います。

ということで、次にいきます。

次は、地籍調査についてお聞きをしますが、この展開が聞きたいなと思っています。

これはちょうど11年前になりますけれども、平成21年、ちょうど9月議会で、町長が玉城町ナンバー1のまちづくりという形で進めておられたんですが、玉城町が三重県で地籍調査の進捗度合い、これは最低だということで、ここでお話しした記憶があります。玉城町は宅地化も今後進むであろうし、この地籍調査は大変重要なテーマだということで提案をさせていただいて、平成22年に事業化されまして10年がたちました。私は以前から指摘をしておりますが、この地籍調査がうまく進んでいないなという形で皆さんもご存じだと思いますが、提案をいろんな形で指摘をやってきました。

平成22年から事業をスタートし、今までの予算を組んできた累計は8,800万円をかけてきたんです、予算上。どれだけ執行できたんだというとなら5,100万円は執行しましたと、22年からです。5,100万円を累積で執行してきたと、58%であります。これは、当然人件費は別ですから事業費だけでこれぐらいかけてきたと。しかしながら、実績は、今現状はゼロだということでありまして、そして、実績が出ないことで、県からの支出金も残念なことに年々削減をされてきてまして、昨年度はゼロなはずなんです。いわゆる県が玉城町に期待をして支出をしてきたんだけれども、これは幾らかというとなら累計が4,300万円県から出てきておると。それで、支援してやってきた事業が結果ゼロやということで、昨年度の実績は、県支出金はゼロだということでありまして。

実績がこれも大幅な遅れといいますか、玉城町としては、事業としては大問題だなと、こんなふうには思っています。監督、指導をする責任者の方のこの辺についての認識をお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏）　建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀）　建設課長 中村。

副町長のほうから先ほど答弁にもありましたように、課題、問題のヒアリングというふうな点で、私ども具体的な指示をいただいておりますというふうなところでございます。

奥川議員おっしゃいましたように、平成22年から着手させまして、29年が測量しております。その部分につきまして、いろいろ課題とか問題点につきましては令和元年度につきまして整理を出していただいたというところでございます。

その中で、昨年12月ですけれども、地籍調査の遅延の解消業務の計画というのを一旦立てさせていただきまして。今後は、5か年間で遅れております遅延しておる部分を解消していくという計画を立てさせていただいたところでございます。

今年度につきましては、29年度に測量いたしました部分の作業を進めさせていただ

ておるところでございます。これにつきましては、今現在のところでございますけれども、その当時の調査した中で19件の問題箇所が発見された。それで、これにつきましては解消されたというところでございます。今現在、設置をしました県の認証検査のほうが終わりました、国のほうへ今申請をしておるといふところでございます。

あと、法務局のほうは今言いましたその文書につきましては、今送付しておるといふような状況でございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 担当課長から指示を受けているということで説明をいただきました。

今後、5年間かけて進めていただけると、このように期待をしておりますけれども、いわゆる県から支出金をもらいながら、ようやくなと県から言われるような玉城町であったほしいと、結局、今から挽回計画立てなあかんということ自体が一般的にいうならば事業の管理がされていないと、だからそれは誰がするんだと、だからこの機構改革の体制の中で、皆さんが各課の進捗状況を把握して、ある意味切磋琢磨してこういう解消を、要は課題を残さないというふうな形にしていただければと思います。

では、次にいきます。

続いて、本年度の町指定ごみ袋の予算についてお聞きをします。

ごみ袋の本年度予算が949万円計上されています。今現在、10月になったけれども、まだ執行されていない、なぜか、これが1点です。

また、玉城町の環境取組の一環として、この指定ごみ袋は以前ダイオキシン削減の効果があるということで導入した経過も私も知っています。現在はどうなっているのでしょうか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 山口成人君。

○生活環境室長（山口 成人） 生活環境室長 山口。

本年度のごみ袋の関係の予算ですけれども、まずごみ袋の購入予算につきましてなんですけれども、当初予算で830万円計上しております。これにつきましては、4月に発注準備に係の者が取りかかったんですけれども、その際、ちょっとチェックしたところ、在庫数が明確でなかったということがございました。それで、在庫数と年間の平均出荷数のほうを確認させましたところ、燃やせるごみの大きなほうの袋の在庫が68万1,000枚。小さいほうは16万3,000枚。プラスチック用が7万9,000枚ほど在庫がございました。過去2年の平均の使用枚数としまして、燃やせるごみの大が74万枚、小が11万枚、プラスチック用の推奨袋が4万5,000枚というような状況でございます。年間使用量に近い、またはもう既に上回っている在庫が状況でございましたため、ちょっと事務手続をストップさせまして、今年度は年4回の出荷がございます9月、もしくは12月の状況を見て契約のほうを進めていきたいというふうに考えております。

それとあと、また今度の管理も、じゃ、この際決めておかないかんというようなこと

なんですけれども、発注から出荷まで3か月かかるという中で、翌年度の6月、9月の出荷の在庫は確保する必要があるのかなというところで、約平均使用枚数の半数を年度末の在庫として抱えたいというふうに考えています。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） ということです。

これも管理の問題だと言えます。もう1年分の在庫を抱えて予算を組んでいると。これも普通、一般的な会社であると、在庫は少ないほどよいと思います。行政経営でも一般会社でも、適正在庫、これは幾つなのか定めて管理をしているはずですが、1年分も持って、約金額でいけば800万円分の金が眠っていると。有効に活用されずに在庫として残っている。ここではスペースの問題はないですけれども、業者に預かってもらっているのでそんなのはないですけれども、普通、もう一つ大きな問題はスペースの管理代、こういったものがかかってくるということでもあります。これにつきましても、責任者の皆さん方の日常の管理の在り方。1年間に予算を組むときにと副町長言われましたよ、しかし、それも含めて1年間に1回でいいんかと、日常の中でいろんな課題があるわけですから、適宜適切にそういう管理、指導をしていく必要があるんじゃないですか。この状況について、田間副町長にお聞きします。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

まず1点、自主防災組織の目標の組織数、こちらにつきましては、後期基本計画の中で10組織ということで、今年度現地点で14組織というような状況でございます。

それと、今、奥川議員の申しとったように年1回のチェックではございません。今、玉城町におきましては、先ほど部門方針重点シートという中で、MBO俗に言う目標管理制度というものを組織の中で充実をしようということで、今、完全なものじゃございませんけれども、進めておるところでございます。

今、成果というふうなことでいろんな議論が体感されたところでございますが、まだまだ目標管理成果の中で、本来でいきますとアウトカムの部分、アウトプットの部分じゃなくてアウトカムの部分、そこをやっぱり重きに置かなければならないというふうに考えております。

もう一つは、組織という部分の組織目標と……

（「在庫のことや」と呼ぶ声あり）

○副町長（田間 宏紀） ちょっと仕組み的な部分を話しをさせていただきたいと思えます。

あと、人事の部分ということで、今、人事評価の部分組織目標から個人の職員の人事目標、この年度何を取り組んでいくんだというふうなことをやっております。それは、人事評価につきましては、年度当初、また中間ということで半期部分、期末というふうなことで3回のチェック、これは各職員、一般職であれば課長が面談をしながら進捗状

況を確認するというふうなこと。それと、その全体の組織の中で部門シートというふうなものにつきましては、大体今年度につきましてはもう既に2回実施をいたしております。あと、最低でも1回、2回は実施をする予定にいたしております。そういう中で、補正予算と進捗状況を合わせて、中でチェックをしておるといふふうなことでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○10番（奥川 直人） 全然答弁していない。在庫の話じゃなか。在庫をどう認識しておるのやということを聞いてん。在庫認識。

○議長（山口 和宏） ごみ袋の在庫ということですからけれども。

○10番（奥川 直人） 1年分持つとるといふことやな。それに対してどうですかと聞いている、その認識を。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 1年分の在庫を持っておるといふふうなことでございます。これにつきましても、またこの議会の後にでもこの課題の中で議論をして、その予算編成に当たりましても、どんな形で実施をしていくかといふようなことを詰めていきたいといふふうにご考慮しております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） あともう少し聞きたかったんは、普通環境に優しい材料を使っ  
とったものが、今はもう一般的なポリエチレンに変わったと、こういう認識も玉城町の歴史の中には、環境政策をしてきたのにいつの間にか元に戻ってしまったということでは困るので、玉城町の皆さん方はやっぱり職員中心で環境をやるのであれば、少しこだわりを持ってほしいなと思って、いつの間にか普通の材料に変わってしまったということなんで、価格が安いとか高いとかといふのは当然評価が必要ですけども、地域の業者の方も育てるといふこと。そして、玉城町としてはこんな材料を使いたいんだよといふ話もししながら、双方でやっぱり育てていくような、そして玉城町の1つはポリシーという形で、職員の皆さんが思っていて進めていただくとありがたい。また、今管理、監督される皆さん方の、課長さんも含めて、玉城町のプライド、これもしっかり持っていて、組織を束ねていただいて進めていただければと思います。

あと5分ということでもありますけれども、もう1点は、役場の総電力料が721万円安くないかという話があります。これは町長もご存じです。某電力会社から提案を受けておられますので、それはどうなったんだろうということを知りたいと思っておりますが、このテーマも玉城町の環境政策イメージアップになるということもございますので、ぜひ取り組んでいただきたい。時間がないので答弁はもういいと思いますが、この質問は私がすることを受けて、課長さんの中には、奥川はあつせんしているのかという課長さんがみえたそうです。そんな課長もいるようですけれども、私は某会社や、またほかの新電力会社も私はどのように切磋琢磨しながらこの受注なりいろんなものを取ってくるんだろうなと物すごく興味があるんです。その中に、私たちが知らない、皆さん

も知らない新たな技術や情報や発想との出会いが生まれるのではないか。ですから、ただただそういうことを望むと。そして、その結果が玉城町によければええやないかというスタンスでやっていますんで、そんなお考えが持たれる課長がみえるのであれば、こちらがその課長を疑いたくなると、こういうことです。

玉城町の年間の各施設の総電力は、電力料です、6,315万円あります。それを5,594万円になります。それが先ほど言った721万円が削減できると。これは玉城町の固定費削減につながるし、経営貢献は大であります。昨年12月13日にこの提案をさせていただいておられると聞いておりますが、先日、これを担当者に聞いたらストップしていますと。簡単にストップしていますというもので、一体ここの組織はどないになつとるんやと私は思っています。これも本当は管理、監督、指導する責任者の方にその考えをお聞きをしたかったんですけども、今日は時間がないので。

あと、このエネットと今現状は使っています。これは自動契約になつとるというふうに思っていますんで、いつでも切替えができるということなんで、年度が切り替わる、どうのこうのというふうなのは関係ないんで。

それと、もう一点は情報としまして、伊勢市の水道局は既にもうこの形で1億数千万の電気を使っていますけれども、これもそういう新電力に替えているという情報もありますし、近隣の市や町や会社も含めてです、この新電力をどう使っているんだろうという状況調査も本当はしているのかということを知りたいんですけど……

○議長（山口 和宏） 答弁よろしいの。

○10番（奥川 直人） いいです。もう時間ないんやから。

○議長（山口 和宏） 質問ですので。

○10番（奥川 直人） だって質問してきたやんか、今まで。

○議長（山口 和宏） 答弁よろしいん。

○10番（奥川 直人） いいです。

そういうことも調査をしてください。また、次回に聞きますので。

それと、岡出・昼田線についても、住民の方々が長年期待をして、お待ちをさせていただいています。これもまた、次回の中で聞いていきたいと、このように思いますのでよろしく願いしたいなと思います。

最後は、私の要望といたしますか、今後に続きますよという形で、今回は45分という時間がなかったんで、あと15分あれば十分できたんですけども、もう時間が来ていますので、これで終わりたいと思います。

以上、よろしく願いしたいと思います。終わります。

○議長（山口 和宏） 以上で、10番 奥川直人君の質問は終わりました。ここにて暫時休憩いたします。45分から再開いたしますので、よろしく願います。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。  
休憩前に引き続き、一般質問を行います。

〔8番 北 守 議員登壇〕

《8番 北 守 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、8番 北守君の質問を許します。

8番 北守君。

○8番（北 守） ただいま、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、1点目は避難所における新型コロナ感染対策について、2点目はウィズコロナ、アフターコロナのまちづくり、これは知事との一対一对談でのテーマでしたけれども、次いで2点をお伺いしたいと思います。

まず、1点目の避難所における新型コロナ感染対策について、この点についてお伺いしたいと思います。

今年の梅雨といいますと、もう例年のようになってしまったんですけれども、九州、東海、東北ともう数十年に一度という線状降水帯ができて、特別警戒警報が全国あちこちに出たと、こういうふうな状況でございます。玉城町におきましても、平成29年度には台風21号による豪雨により大水害を受けたということで、今もその思いがトラウマとなって残っておられる方がたくさんお見えになるということを聞いております。

そこで、町のほうも地域防災計画をこの3月に改定されました。このときには新型コロナの問題についても、感染症ということで処理はされておったんですけれども、特別にこの改定の中にはないと思うんですけれども、この1月、2月から新型コロナウイルスのこういう影響で、生活が一転してしまったということが現実的に我々の生活の中に起こっております。

例えば、年寄り、私も含めてお年寄りということになるわけですが、外出を控えてしまうということもありまして、本当にそういう気持ちの中でなかなか外へ出にくくなってしまったというのが現実ではないでしょうか。ところが、災害というのが起こりますとそういうことも言うておるわけにはいきません。

災害には、この頃は特別警戒警報、あるいは台風15号でありました一番台風級の勢力で上陸ないしは通過というふうな報道がありますと、早め早めに警報が出てくるわけなんです。それで、今までは、避難勧告、避難命令が別々になっておったものが、もう5段階の、一番最高では命を守る行動を取ってくださいと、こういうふうになるわけですが、ここで、私たちが最初に町のほうでも行政無線で流していただきます、一番最初は早め早めに出てくるわけですが、自主避難ということで、福祉会館がまず

開設されるわけなんです。ここで1点、ちょっと横へそれるわけなんです、お年寄りや障害者の方が自主避難の間はいいと思うんですけども、そういう方が避難しようと自分の力で歩いて避難所へ向かう場合はいいんですけども、もしできない場合とか、そういうふうなことで避難をさせるといったらおかしいですけども、していただくのにどういふなことをまず考えておられるのかどうか。その1点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から具体的な避難の要請のあるお年寄りの方をどう救助していくかという具体的なことでございます。

これは、やはりコンパクトな町でございますから、それぞれ消防団員さんがおります。それぞれ町の職員なり、自治区の民生委員さんをはじめ、いろんな区長さんも見えるわけですから、そういう方々に要支援者というふうな形で把握をしておりますから、連絡をいただいたら迎えに行くと、そういうふうなことは必ず必要になってくるなど、こんなふうに思っています。それで、まず全体として冒頭、避難所における新型コロナの感染対策についてご質問いただいておりますから、私のほうから考え方を申し上げさせていただいて、あと個々にご質問をいただいております部分については担当のほうから答弁させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

おっしゃるように、災害時に避難を必要とする方が新型コロナウイルスの感染症を恐れて、避難をちゅうちょすることがないように避難所での感染対策は特に重要だと、こんなふう考えています。

基本的には、三重県からの通達の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応方針というものが出されています。それに基づいて、玉城町といたしましても、平時のときの対策として避難行動のときの確認の周知をしてもらう、あるいは周知をする、あるいは備蓄防災グッズを点検、見直しをしてほしいという周知をする、あるいは健康相談窓口があるというふうなことの周知をする、発災後の感染対策として避難が必要な人の避難誘導、そして避難場所の、また今は分散型避難ということがございますけれども、密集すると問題が起こってくるという。それから、避難所での感染対策を講じると、こういうふうなことはもう当然のことでございますので、そういう考え方で取り組んでいく所存でございます。

あと、具体的にはそれぞれのところから答弁をいたさせます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 今の町長の答弁ということで、障害者、それから老人の方のやっぱりそういうことについても町のほうも絶えず考えておられるということで理解させていただきました。

今回は、新型コロナの感染予防ということで、そういう感染者がお見えになっても

ちゅうちょなく避難してくださいと、命を守る行動をしてくださいと、こういうことで町長のお話しもあったわけなんですけれども、避難所に新型コロナ対策については新しい様式を実行するためということで、これは国も、それから県のほうもいろんな指針を出しておられます。今も紹介していただきましたけれども、いわゆる3密を避けて、ソーシャルディスタンスという、うがい、手洗いの場所をどう確保するかという、これが大きな課題だと思っております。

まずそこで、避難所へ行った場合、安心して避難ができるようにどのようなそういう新型コロナ対策を考えておられるかどうか。また、講じていくつもりかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

北議員の質問に対しまして、ご回答させていただくんですが、さきの質問と重なる部分がございますが、具体的には避難所での感染対策というのをスクリーニングをはじめ、マスクの着用や手洗い、そういったものを徹底していくというふうなこと、これはもう当然、避難所を運営する側としてはとても大切というふうに考えておりますので、その辺はもう言うまでもなく徹底をしまいたい。

また、避難所については体調不良の方もお見えになるかと思っておりますので、この避難スペースというのを別に設けたり、個室というふうなことでお話しをさせていただきましたが、そういったものの確保も十分必要ではないかというふうには考えております。

また、避難場所の分散化というふうなことで、これは広報たまきのほうでも掲載をさせていただきましたが、いろんな分散する方法というのがございます。もちろん、安全を確かめた上でのということになるんですが、在宅避難、また軒下避難とか、安全な親戚や知人宅への避難、車中避難、こういったいろんな避難の仕方というのがございますので、そういったものを住民の方にこれからも周知をしまいたいというふうには考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 感染症対策及びそれから避難の方法については、新型コロナという今年か来年か終息するまでの間はやっぱり分散化ということで、その方法に進んでおられるということで答弁いただいたわけなんです。そのとおりやと思います。やっぱり自分の身を守るというのは、ある意味感染症から守るというのは手洗い、うがい、それから顔も含めてよく洗うという、そういう3つを絶えず心がけていく習慣をつけるというのが新しい生活やと思います。

さて、この9月号に防災の特集をしていました。その中では、平素から防災グッズ、それからティッシュとかタオル、体温計、アルコール液とかというのは、もうこれはコロナ対策やということで出ておりました。それから、2点目は備蓄品の確認、それからこれはもう一度なからですけれども、外城田川洪水ハザードマップと避難所の経路の確



認ということで、大きく広報に取り上げていただいております。見ていただいております方はたくさんおられると思います。

今もおっしゃったように、分散型の避難が叫ばれると、在宅、親戚、あるいはそういう命を守る行動を取っていただくためのいわゆる安心してできるための避難場所ということですが、ここで、これは担当者はもう、もちろんよく知っておるわけなんですけれども、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応という、こういうのが出ています。県のほうで、これはホームページから取ったんですけれども、いわゆるこの中に、具体的に各市町に対して、こういうふうなこれが標準的ですからこういうふうにしなさいということですので、ここら辺はもうご存じやと思いますんで、そこら辺はよろしいですね、この内容については、よろしいですか。大丈夫ですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

こちらにつきましても、当然コロナ感染症対策に限らず、新型インフルエンザの感染症対策というふうなことでマニュアルというのを設けておりますので、そのマニュアルに沿った形で対応をきちんと取っていく考えでおります。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 多分、していないんだと思いますけれども、ちょっと言い方が悪かったんで申し訳なかったんですが、これは全職員の方、あるいは避難に従事する方が可能な限り、やっぱり共有していただきたいと思うんですけれども、この中で見ていただいて、これはあくまでも最低ラインのことが感染症のことについて、場所についてはこうしなさいとか、ああしなさいとかという内容のことですので、これはよく知ってみえると思うんですけれども、ここでちょっとお聞きしたいのが、可能な限り多くの避難所の開設と、こういうふうになっております。いわゆる分散型を想定しての話じゃないかと思いますが、パーティションやテントの設置、それから3密、密集、密接、あるいは密閉を避けるための工夫、場合によっては旅館、ホテルを借りるなどの手だてもこの対策の中では考えていただきたいと思います。

で、私はここで聞きたいのは、とにかく避難してくれば、誰でも持病を持つとつても、持つとらん人でも避難せんことには命を守れませんので、やっぱり避難所へ行くということですが、たまたまそのときに熱があつたとか、発熱というのは前段の議員さんの質問にもお答えしていただいていたようなんですけれども、体調の悪い方はどのように対処していくのか。そういう点をお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

避難所の運営には、当然ながら地域の住民の方の協力もいただきながら、町の職員も携わるというふうなことになろうかと思います。その中で、町の職員の中でも保健師がおりますので、当然その専門的なことというのは、やはり専門知識のある保健師のほう

で指導をいただくというのが基本かと思いますので、指導の中でこれは病院につなげるのが必要というふうな場合には、そのようなことで対処してまいるといふふうなことで考えておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 保健師もおっていただくということですが、発熱がある場合は本人も非常に苦しい、確かにあれですけれども、避難者から見れば、発熱がある場合、以前は感染症ということではいろんな感染症があるよね、結核とか。あるいは、いろんなそういう移ってしまうようなロタウイルスとか、いろんなことがあるんでしょうけれども、いわゆる感染症については2016年4月のときに、総務省から通達が出ておるといふことで、その取扱いについては別の部屋で待機させなさい。それで、それは保健師が当たるんはできるんやと思えますけれども、今回の2020年の改定、4月のときには、新型コロナという、言うたら今までにないようなウイルスに対して避難所に一緒におるといふことよりも、別に避難所を設けなさいということになったんです。それはご存じですか。よろしいですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

避難所での体調不良の方、またコロナ感染の疑いのある方を別の部屋でというふうなことで通達があるというのは、こちらのほうも理解は承知しておるんですが、ただ、現在のところ、それぞれの避難所の状況で個室がきちっと確保できる避難所もあれば、指定避難所の中でできるところもあれば、確保できにくいところもございます。そういったところにおきましては、やはり個別のスペースというふうなことでこちらのほうは考えております。一般の健常者の方が避難するスペースと体調の悪い方を少し離れた場所で避難していただくというふうなことで、そういったこともやはり指定避難所はたくさん収容人員が必要になってくる場合には必要になってくるのかなというふうには考えておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） ちょっと質問が悪かったのでしょうか。いわゆる2016年のときは感染症というものに対して、避難所の中でも例えば教室を別の教室の場所を設けるとかということでも済んでおったんですけれども、今回は新型コロナウイルスということで、疑い、あるいは 者という方も中には交じっておるわけですが、発熱があったらもう外されるわけですね。そのときに、別の避難所を設けなさいとなっておるんやけれども、そこら辺の認識はお持ちなんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

議員おっしゃられます新型コロナウイルス感染症対策における避難所の運営についてというところでございますけれども、おっしゃられますように、4月に避難所における

新型コロナウイルス感染症への対応についてというような通知の中で、本来感染症の部分の避難者の方につきましては別の避難所を設けることは望ましいところではございますけれども、個室を設けて隔離をするというような対応でもそれは差し支えないということになっておろうかと思えます。

実際に避難所に来られた方が発熱されている方があった場合の取扱いについてですけども、こちらにつきましては、今年他県で豪雨の際の避難所の運営などの報道にもありましたように、まずは避難所に来られた方が発熱をされとるんかどうかというのをまずもって受付時点で確認をさせていただく。その時点で発熱のある方につきましては、通常の避難所から別に個室のほうへの避難所への案内を促すというようなことで、発熱のある方とそうでない方が同じ通路を通らないとか、同じトイレを使わないとか、そういったことに配慮しながら避難をしていただくというような運営の方針を定めておりますので、私どももそのようなことに従いまして、各避難所で、例えば学校であれば、通常は体育館のほうへ避難をいただくというようなことになっておるんですけども、発熱のある方についてはなるべく特別教室をお借りするとか、そういったことで別な個室を設けて避難をいただく。保健福祉会館であれば、通常避難をいただく方はホールにまずもって避難をいただくような形を取りながら、発熱のある方については会館内の研修室のほうへお入りいただく、そういうような仕分けをしながら避難をいただきたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） ちょっと見方が私も浅はかというんか、ちょっと浅かったんじゃないかと思うんですけども、要はそういう避難所がない場合は個室でもいいよと、こういうふうなことで、いわゆる発熱者と分けて待機していただくと、こういうことでよろしいですね、理解させていただいて。

最近、台風10号というんですか、九州をかすめた台風なんですけれども、この中で問題点が確かに出てきましたんですね。避難所へ行ったんやけれどもいっぱい、次の避難所へ行きなさいと。ほいで、またそれもいっぱい次へ行きなさいと。それ、もちろん動ける方でしたんで結構なんですけれども、いわゆるそういうふうな避難所回りをされた方がおった。それから、今回の台風は伊勢湾台風級とも言われておりましたもので、もうホテルがいっぱいやったと。今までに考えられやんようなそういう現象が起こったんやないかと思うんですけども、そんなことで避難者が安心してできるためにも、避難所を増設するようなそういう考え、今、避難所が7か所あるんですね。ほんで、7か所のうちもう少し増やしていくという、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

北議員のご質問についてでございますが、当然、住民の方にとって考えれば、避難所がたくさんあるほうが分散化が図られていいかとは思いますが、今のところ玉

城町といたしましては、増設というところまでは考えていないというふうな状況でございます。玉城町といたしましては、指定避難場所が先ほど7か所ということでお話しさせてもらっているんですけども、この指定避難場所以外で町の公共施設をまず活用できないかということで、例えば保育所だとか児童館というふうなのが、児童クラブ室もございますね。そういったものも、いざというときには活用できないかというふうには考えております。

また、町内の企業さん、また社会福祉法人等とも災害協定というふうなことで、一時避難場所の協定を締結させていただいております。これは、災害時に一時的に避難をしていただく。特に車中泊を中心とするというふうなことで、内容を盛り込んでおるんですが、こういったものもうまく活用させていただくことで分散化が図れて、1か所の避難所が混雑するということが多少なりとも解消できるのではないかというふうには考えておりますので、今後も企業さん、また社会福祉法人さんのほうにも引き続き災害協定のお願いを継続して行ってまいりたいというふうには考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） ご答弁ありがとうございます。

分散型とかということで、あちこちへ避難者が散らばるということは、対策本部としても大変なことやと僕は思っております。把握するのにも、それからその職員さんにもいろんな連絡を密にしてもらわなあかんという、そういう課題も出てくるんですね。そこら辺はぜひ克服して行って、分散型の体制を取っていただきたいと思っております。

それから、この項で一番最後になりますけれども、災害対策本部あるいは職員さんが一番危険にさらされる部分もあるんじゃないかと私は思っておるわけなんですけど、避難者さんは最優先されるべきだと思いますけれども、感染者が出た場合、何か具体的なマニュアル化を考えて、職員でも何でもそうですけれども、全体にそういうふうな対策本部としてなった場合は、マニュアル化というものをされておるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

玉城町では、避難所運営のマニュアルというのを作成いたしております。これは自治区の地域住民の方で実行していただくというのが主にはなるんですが、これは町の職員でも適用できるなというふうには考えております。このマニュアルに基づいて避難所の運営を行うというふうなことで、感染症対策についても記載がされているところがございます。具体的には避難所運営に携わる職員、例えば対策といたしましては、フェースガードを着用するとか防護服の着用、こういったものを義務づけるように考えておりますので、このマニュアルに沿ってしっかりと対策を取ってまいりたいというふうには考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番(北 守) ちょっと余談ですけども、避難してくる方に、最初いきなり防護服を着てフェースガードしてという、そういう形で受付するわけではないですね。ただ、フェースガードをして受付して熱を測ると、こういう形なんですか。そこら辺もう一遍。

○議長(山口 和宏) 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長(見並 智俊) 防災対策室長 見並。

そうですね。フェースガードについては、マスクに代わるものということでもいいかとは思いますが、仰せのとおり防護服というのは軽い素材のものなんですけれども、それについてはやはり玉城町内の感染状況というのを勘案しながら、防護服まで着用させるのかどうかというのをまた考えていきたいというふうには考えています。

○議長(山口 和宏) 8番 北守君。

○8番(北 守) マニュアルについては避難運営のマニュアルということで、これは災害対策本部も職員さんも当然知っておるわけですから、これはぜひ協議しておいていただきたいと思います。

それから、やっぱり私がここで質問したいのは、感染者というちょっと言い方すると何か優しい思いやりが飛んでいくんですけども、もし感染されてみえる、これは自分のものでも何でもないんですけども、ようなことがあった場合、後から出てきた場合、万が一そういうことがあったとき、保健所から濃厚接触者としてPCR検査を受けてくださいということに、今までのパターンではいっておる。あるいは接触者についても場合によっては受けてもらうということで、これは公費で出てくるんじゃないかと思うんですけども、これについては一番危険度の高い職員さんとか消防団員さん、これについて、やっぱりそれ以外の人に対してPCR検査を受けてもらうような考えを持っていないのかどうか、そういう点をお伺いします。

○議長(山口 和宏) 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長(奥野 良子) 保健福祉課長 奥野。

先ほど申されました避難所において後日コロナウイルス感染症に罹患された方が分かった場合ということのことで申し上げますと、保健所の指示があれば、おっしゃられますように公費でPCR検査を受けていただくということになります。それ以外の職員であったり、当日、避難所の中におられた方で対象外となられた方、そのような方がおられた場合につきましては、もちろんその方々の地域また職場などでの不安の解消、従事する者の職場での不安解消、そういったこともありますし、また、クラスターの発生対策といった観点からしましても、その費用の補助を行うべきであるのかなというふうに考えております。今回、一般会計補正予算の中に、その費用のほうは計上をさせていただいております。

○議長(山口 和宏) 8番 北守君。

○8番(北 守) 今、職員さんとそれから消防団員さんに特化して質問したわけな

んですけども、職場でのクラスターとかそういうことについては今回の補正予算で、あるいは職員全般の役場で感染された方とかということが出た場合、PCR用の予算を計上してあるという、これはよく分かるんですけども、避難所へ避難してもしそういうことになった場合、それに特化した話ですので、ちょっと勘違いせんようにしてほしいんですけども、職員に対しての思いやりというのはどうなんですか。そういう点は

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長、奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

先ほど申しあげましたように、従事していた職員の中に濃厚接触者ではないという職員がおった場合のことということで申しあげましたように、その検査費用のほうを助成というか、検査をするということで、補正予算を計上しておるところでございますので、その費用の中で、そういった場合においても対応はできればなというふうに思っております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 了解しました。

もちろんその感染された方、「やさしさ」と「おもいやり」ということで9月17日に宣言を出された、玉城町が唯一のまちやと思っております。これについてもホームページにも上がっておりまして、今の回答でいただきますと、PCR検査もその予算の中に含まれておるということで理解させてもうたんですけども、それでよろしいですね。

そういうことで、そういうことのないようにはしたいんですけども、これだけは避けることはできませんので、ぜひ何とかそういう工夫をして、感染しても感染しなくてもお互いが気持ちよく生活できるような、そういうふうなまちづくりにしていっていただきたいと思っておりますので、そこで2番目の項で、町長として知事と1対1対談の中で、ウィズコロナ、アフターコロナ、いわゆるそういうコロナの時代をどのようにしていくか。例えば広報だけでしたんですけども、社会のつながりが薄くなってはならないと、どう工夫するか検討を重ねたいと、こういうことを知事とのお互いに共有されたというふうに聞いておりますので、ここで町長の具体的な政策、また、どういうふうにしていきたいか、思いとか感想があれば、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） まずは、コロナの感染拡大が世界中の深刻な事態になってきておるわけでございますけれども、このことにテーマとして、7月28日に玄甲舎隣の七十二候でのカフェで、1対1対談をしたわけでございます。いろいろ意見交換ありますけれども、まず私が今考えておりますのは、やはり一番の問題は、感染した方へのデマや拡散や人権侵害や差別が起こっておるということでございます。せつかく町の皆さんや多くの皆さん方が何とかして住みやすい、助け合いや支え合いのある町にしていこうというふうな努力をしておるにもかかわらず、残念なことが社会で起こっておるというのが今の事態でございます。

そんな中で、やはり8月17日にも宣言をさせていただきましたけれども、「『やさしさ』と『おもしろい』あふれるまちづくり」、これを宣言させていただきました。その後、文部科学省や、あるいは鈴木知事が政府の人権侵害、差別のメンバーになって、取り組んでいくというふうなことも報道されておるわけでございます。元気ですたまき委員会の皆さんや小・中学校で、この活動の実践を既に始めていただいておりますという状況になってございます。

こういった活動と並行して、やはり新しい生活様式を取り入れた施策を構築していかなければならないというふうに考えております。特に昨日提案されました各小・中学校へのタブレットをはじめとする学校教育、あるいは日常生活のキャッシュレス化やオンライン化などがICT社会の本格的な到来を実感しておるわけでございます。

役場の業務におきましても、既にテレビ会議等が主流になりつつありまして、一部では時間短縮など効率化につながっているのではないかなというふうに感じておるところでございます。さらに行政もそれぞれの分野でICT化によりまして、効率化とサービス向上が可能な業務があるのではないかなというふうに認識をしております。玉城町でもICT推進計画を策定を今してございまして、社会の急速な変化に対応できるように、これからは環境整備を進めていきたいと考えておる次第であります。

また、最近、ワークとバケーション、それと合わせてワーケーションということをおっしゃっております。玉城町の土地柄といたしまして、非常にそういう形で生活を過ごしていただける地域ではないかなと。あるいは玉城だけではなく、三重県南部がこういうふうな恵まれた土地ではないかなというふうなことで、知事とのいろんな取組で、既に玉城町もモデルにして、県の方がワーケーションの実践の動きを進めていただいておりますという状況もあるわけでございまして、何とかして今、地方創生の一番重要な地方への移住、すぐにはいきませんが、関係人口が増える。その中から地方へ人々が、若い人が集まってくるというふうな考え方も、一層推進していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

一方で、3密回避というふうな考え方が進んでございまして、不活発病というふうなものもあるとか、認知症が進んだと、要介護が進んだと、高まったというふうなことも現場の保健師からも聞いておるわけでございますので、そういうことがないように対策を講じたり、既に予算認めていただきました健康状態測定器具を使って、各自治区へ回してもらっておるというふうなこともあるわけでございます。こういうふうな事態の中で、いろんな報道によりますと、改めて家庭や健康について認識が高まってきておるというふうなこともあるというふうに報道もされておりますし、私もそれを実感しておる状況でございます。

しかし、イベントがやめ、いろんな講演活動をやめ、だんだんそして地域の集いもやめと、こういうふうなことになりますから、本来、一番大事な人と人とのつながりがだんだん希薄になってきておるというのは今の現実でございますから、何とかして工夫を

しながら、改めて人同士のつながりや助け合いや共生社会というふうなことを町として大事にしていく。そういうことの中から力を合わせて、玉城町のさらなる発展を考えていく時代ではないかなと思っていますし、特にSDGsの理念にもありますような誰ひとり取り残さない対策も併せて実施していく必要があるのではないかというふうに思っております。

まず、役場の職員一丸となって、コロナを克服していくというふうな力を合わせる。行政マンの資質が問われる時代でございますので、これまでの概念を超えて知恵と工夫を絞って、グローバルとローカルを踏まえた上で、さらにきめ細かな行政サービスに努めてまいりたいと、こんなふうを考えておる次第でございますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） いろんな思い、それから具体的な例も挙げてもらいました。そういうことで、ぜひ玉城の気質というんですか、そういう最終的にはまちづくり、こういうお互いに玉城のそういう持っている気質を大切にしながらまちづくりを進めていくということで、大まかな言い方ですけども理解させてもらいました。

それから、今の中でも「『やさしさ』と『おもいやり』あふれるまちづくり宣言」ということで、これについても実行していくような形の施策も今も紹介しようと思いますんで、どうも私の質問はこれで終わりたいと思いますので、ありがとうございます。

○議長（山口 和宏） 以上で、8番 北守君の質問は終わりました。

予定しておりました午前中の3名の方が終わりましたので、ここで休憩いたします。

また、続きまして昼食休憩に入らせていただきますので、続きは午後1時から再開しますので、よろしく願いいたします。

(午前11時25分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

お昼休み休憩前から引き続きまして、一般質問を行います。

#### 〔6番 山路 善己 議員登壇〕

#### 《6番 山路 善己 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、6番 山路善己君の質問を許します。

6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、質問事項3項目ありまして、1つ目、玄甲舎の利活用について、2つ目、会計



年度任用職員について、3つ目は外城田川改修についてです。

それでは、よろしくお願いします。

6月1日に新型コロナ禍の中で玄甲舎はオープンしましたが、近い将来、新型コロナがインフルエンザと同じ対策を取れば、注意をしながらでも普通に生活できる日が来ると思います。そのようになったとき、どのように活用されるか。

すみません、1つ忘れしました。

現在のコロナ禍の中での玄甲舎の活用とインフルエンザの終息したときの玄甲舎の利活用、これ1つお尋ねします。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 山路議員から、玄甲舎の利活用についてのご質問でございます。

ご承知のように、玄甲舎の修復につきましては、着工から約3年余りと。本年の6月1日に庭園整備も終了いたしまして、施設の利用を開始させていただきました。一般開放もさせていただきました。多くの皆さんにご理解、ご協力いただきましたことを感謝申し上げる次第でございます。

今、新型コロナの感染防止のために、いろんな外出の自粛等があるわけでございまして、その影響も生じておるわけでございます。いろんな工夫をしながら、さらに有効活用に努めていきたいと考えておる次第でございます。具体的な内容につきましては、担当のほうから報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 生涯教育課長 平生公一君。

○生涯教育課長（平生 公一） 生涯教育課長 平生。

山路議員の質問にお答えします。

まずは、玄甲舎のオープンから3か月間の実績のほうを申し上げたいと思います。

8月末までの入館者なんですけれども、こちらは1,394名になります。また、施設利用については、新型コロナウイルス感染症の影響が大変出ており、当初予約されておった団体のキャンセルや自粛によりまして、実績としては3団体の利用にとどまっておる次第です。

今後の利活用について、9月に入りまして全般的な、全国的なちょっと緩みというのか、いろんな緩和に倣ってか、9月早々から茶道団体の会議や、あと中旬以降、文化協会のサークル活動、また、先には学校の遠足など予約が入っている状況です。今後、徐々に施設の利用も高まると思っております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 直近のことを答弁していただきました。

私、もう少し大きく物事を考えまして、要するに玄甲舎は復元が目的にならないように、要するに玄甲舎はそもそも金森得水公の茶室です。ですから、これ何度もあちこち

で申し上げているんですけれども、茶道家、全国に茶道の流派は40ぐらいあると言われておりまして、その方たちに全国に玄甲舎を発信して、茶道家の方たち、また茶道に関心のある人たちを来てもらって、全国から多くの人に来てもらうようにすれば、あと玉城町の発展に大きくつながると私は思っています。例えば関東方面とか、西のほう、岡山、広島、九州などから来てくれますと、そういった全国から訪れてくれますと、その数が随分多くなれば、JR東海さんに快速みえの全列車の停車の要望をその実績をもって交渉しやすくなると思います。

そしてまた、本当に快速みえが全列車止まるようになれば、関東方面、西方面からでも名古屋駅で非常に便利に乗換えできますので、また時間もそうかかりませんので、多くの人に来てもらうたあかつきには、もう一つの長い間の懸案事項である田丸駅の南口の改札口の開設、これもJR東海さんに要望できると思います。

そして、それがかなえられたら、玄甲舎の有効活用のみならず、参宮線によって玉城町は南北に分断されております。今、南側の下外城田地区、外城田地区のほうは、ちょっと利便性が悪いと思います。ですから、全列車の快速みえが田丸駅に止まってもらって、南口も改札口ができれば、下外城田地区、それから外城田地区の大きな発展につながると思います。

宅地開発もできると思いますし、もちろん自然を残した自然と調和した宅地開発でなければいけませんけれども、そしてまたスタートアップを考えている人たち、便利な玉城町、また、米のおいしい静かな玉城町に案内できて、たくさんのスタートアップの候補地としてアピールできると思います。また、現在の企業も企業誘致もしやすくなると思います。そのように、玄甲舎は玉城町が発展する大きな要素が備わっていると思います。

これは私どもも含めて、皆さん含めて、私ども世代がそれをいかに活用するか、それによってかかってくると思います。玄甲舎は玉城町の発展に本当に欠かせないものと思っておりますので、玉城町の発展のためには多くの全国の方たちに利用してもらいたい、そのように考えておりますが、町長に1つお尋ねします。

私、今の意見、考え、これの見解と、またそれ以上に町長は恐らく考えていらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、そういったこと、町長、ひとつお願いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、議員から話がありましたように、多くの皆さん方が金森得水を、そして金森家が残していただいた玄甲舎の茶室そのものが、歴史的にも超一級の文化財だというふうなことをご理解いただいておりますので、文化財でありますから、やはりこの保存と活用というふうなこと、そしてこの魅力を全国あるいは世界に発信していくということで、玉城町への集客をやっぱりしていただきながら、いろんな玉城町の町として潤うような、そういう対策を講じていく、これが大事だなと思っておりますけれども、やはりこういうコロナの状況でありますので、非常に厳しい部分がありますけ

れども、今、山路議員がおっしゃったように、表千家でありますけれども、流派を問わず全国各地の茶道をなさっておられる方々へ、それだけではなくて、皇學館大学の池山先生がまとめていただいて、100人委員会等でもご意見をいただいて会議を重ねてきたご意見がまとめられておりますし、いろんな面で有効活用ができるのではないかなと、こんなふうに思っておるんです。

6月1日にもうオープンはいいたしましたけれども、こういう関係で今現在、至っておりますけれども、やはり茶道をなさっておられる方々でぜひ見たいという方がおみえでございまして、そして非常によくこの玄甲舎を残していただいたということで、大変関心を寄せられておられる方もおみえでございまして。

いろんな玉城町は大企業がありますから、企業のところ、あるいはまたジェットロというふうなところなり、いろんなところの関係、あるいは特に朝日新聞の関係、そういうふうなネットワークがありますから、大いにそういうふうなネットワークを活用して、そしてJR東海さんが非常に今、町とコミュニケーションができて、まだまだ町の要望が解決というふうなところには至っておりませんが、昨年からは実施しておりますところのさわやかウォーキング、そんなのにも昨年は700の方が田丸駅へ降りていただいて、そして町を巡っていただいた。今年も11月の初旬には計画をしております。これがちょっと今の時代でどういうふうになるかは分かりませんが、そういうふうなこともどんどん発信をして、あるいは多くの方に来ていただいて、玉城町の誇る宝、これを生かしていくというふうなことがこれから大事と違うかなと、こんなふうに思っています。

それから、今、担当課長が申しあげましたように、やはり玉城町に住んでおる、あるいは玉城町の子供たちが玉城町の郷土学習、それで近く玄甲舎で勉強していただくというふうなことも既に決まっておるといふふうなこともありますし、大いにこれから活用の計画を進めていきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 町長はもう本当に広い視野で物事を考えていらっしゃって、それからまた、近隣の人たちにも大事に接してよく分かりましたので、この玄甲舎の活用、しっかりとやっていただきたいと思います。

そして、本当にこれありがたいことなんですけれども、近隣の自治体の観光部門の責任者からも、全国発信など観光に関して協力をしてもらえることになっております。双方の担当課長、もう既に話し合い行われていると思うんですけれども、これにしっかりと取り組んでいただいて、玉城町の発展につながるようよろしくお願いいたします。

それでは、この件は終わります、次に移らせてもらいます。

会計年度任用職員についてですが、昨年度まで業務補助保育士として勤務されていた保育士さんは、今年度、会計年度任用職員、パートタイムでの雇用となっておりますけ

れども、新しく改正された地方公務員法、それに照らし合わせますと、フルタイムでの雇用がふさわしいのではないかと考えております。パートタイムでの雇用とした理由をお尋ねします。これ、任命権者である町長、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） これは具体的な任用の制度の内容でございますから、担当課長からお答えさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

ただいま山路さんのご質問でございます。

昨年も何度か同様の質問を頂戴しまして、回答、答弁をいたしておりますが、今回につきましても若干、重複する部分もあろうかと思いますが、ご容赦賜りたいと思います。

会計年度任用職員でございますが、本年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、今年4月から会計年度任用職員制度を創設し、運用してきておるところでございます。玉城町におけます会計年度任用職員は全てパートタイムとし、原則、週35時間勤務または週20時間未満勤務で、職員を採用しております。

なお、保育士の場合に限ってでございますが、現場の状況を考慮いたしまして、週20時間未満職員を週35時間勤務に延長した職員も併せて雇用をいたしておるところです。

また、議員仰せの業務補助職員は、令和元年度まで地方公務員法第17条に基づき、配置、任用をしてきてまいりました。その業務補助職員は一部の月を除き、一月に18日間以内の勤務というようなもので、正規職員より少ない勤務時間で任用となり、パートタイムの任用ということになります。

この勤務時間、勤務日数から換算をいたしまして、同時間程度を維持するということで会計年度任用制度を設計したところでございます。したがって、現在の会計年度任用職員は従前同様のパートタイムの雇用となり、決してフルタイムの雇用ではございません。

また、本年4月から、保育所にあつては人材確保や保育所運営の観点から、正規職員と同じ勤務時間、つまりフルタイムで勤務する任期付職員を同時に募集し、新たに4名採用して、現在、5名体制で対応しておるといふ現状でございます。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） それ課長、最後におっしゃった5名でしたか、この方は任期付の職員ですね。それじゃなくて、私はあくまでも会計年度任用職員、フルタイムあるんですよ。私、このように申し上げる根拠を今から申し上げます。

今まで4か所の保育所を訪問させてもうて、いろいろ状況を聞かせてもらいました。その中で、昨年度まで業務補助保育士さん、17条例、要するに非常勤、18日勤務、それはよろしいんですけども、それでは保育所が正常に回っていきませんので、暦どおり

残業扱いで出勤してもらっておりますと。そして、昨年度の保育士さんの勤務状況表、これは今年の3月に調べてもらったものなんですけれども、年度変わってからではちょっと面倒なことになるんじゃないかなと思ひまして、調べにくくなると思ひまして。

これ、ここにあります、これ全部。これ保育所も名前も誰も分かりません。それは消してあります。それで、これ予定表。まるつきり暦どおりでこれ勤務されております。ほんで実績もまるつきり暦どおりです。ですから、これに基づいて、私はフルタイムで雇用、13名いるんです、今、4か所の保育所に。この13名の方は会計年度任用職員、フルタイムでの雇用になると私は考えております。これについていかがですか。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

保育士の場合、昨年までパートタイムにもかかわらずフルに勤務されていたということ、これは先ほど議員もおっしゃいましたが、時間外勤務で勤務をしておったというようなこと。しかし、あくまでも身分はパートタイムということ、パートタイムの職員が時間外で勤務をしておったというような現状がございます。したがって、そのようなことも含めてうちは設計をし、フルタイムではなくパートタイムで設計をしたというようなこと、これは何度か説明をいたしておりますが、これにはもう変わることはございません。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） それじゃ、もう一つ。

これご存じやと思ひますが、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル、総務省自治行政局公務員部が発行したもので、それと令和元年12月20付で、去年の12月20日付です。総務省自治行政局公務員部公務員課長からの会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について、この中に6つの項目があるんですけれども、その中の1つ、適切な勤務時間の設定、勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムの任用について抑制を図ること、適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであると。

それからもう一つ、これ平成31年3月28日、要するに会計年度任用職員制度が施行される1年前です。同じようなことが書いてあります。

そして、課長はあくまでも18日勤務で、あとは残業扱いで働いてもらっていたとおっしゃいましたが、実際は違うんです。そういうふうな雇用でしか、改正される前の地方自治法はできませんでした。常勤にはなりません。ですからこそ17条を適用して、非常勤、18日と決めて、あと不足分は、要するに暦どおり残業扱いで働いてもらっていました。これ実績で示すんです。

ほいで、もう一つ言わせてもらえば、私、総務省自治行政局公務員部公務員課、ここに今月になってから電話させてもらひまして、このことを話しさせてもらひました、こ

れに基づいて。これはフルタイムになりますと。課長が考えているのと、これ総務省の要するに新しく改正された地方自治法、全くこれ違いますよ。その辺、課長、理解できませんか。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

私どもといたしましては、この会計年度任用職員の制度、この設計をして、それを皆さんにお示しして雇用しておるということで、当然これについては、山路議員はフルタイムやというようなお話でございますが、うちといたしましては、パートタイムというような認識での雇用ということではしております。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 私はこの実績を基に尋ねました。そしたらフルタイムの雇用ですと、そのようにおっしゃっていました。ほいで、該当する保育士さん13名います。町長、どうですか。

そして、これも一つ話しさせてもらいますと、現在これについて調査中です。多分、役場にも来ておると思いますが。そして、改正地方公務員法どおり運用している自治体はどれぐらいありますかと聞きました。かなりありますよと。かなりってどれぐらいですか。半分ぐらいあります。そして、まだ全部来ていませんと。この調査が戻ってきたあかつきには、もっと数が多くなると思います。これははっきり言いまして、早かれ遅かれ必ずこれそういった人手で、フルタイムの雇用でなければならないと思います。そのために、安倍内閣が働き方改革第2弾でこういうふうに改正してもよろうたものですから。

今までは、要するに常勤では働くことができませんでしたでしょう。非正規職員さんは33条も17条も25条も。それを現状に合わせて安倍内閣は、今日から変わりましたけれども、内閣は。現状に合わせて千七百幾つかの自治体に、自治体の現状に合わせてフルタイムで、常勤で働けるようにしたわけやないですか。その趣旨をちょっと勘違いしてもらって、パートタイム、これははっきり言いまして人件費の抑制でしょう。

町長、その辺十分考えてもらいたいと思いますが、町長、1年ぐらい前でしたか、去年夏ぐらい町長と2人で話しさせてもらうたときに、この件で。改正地方自治法、会計年度任用職員制度について熟知していますかと尋ねたら、していないと。これはしていなかっていいんです。当たり前です。それぞれの首長が全てのものに熟知することは絶対不可能です。そんなことはありません。ただ、町長、この趣旨とかあんなんは少々見てもらいましたか。これはもう任命権者である町長、町長次第でどうとでもなることなんですけれども、町長、ひとつこの新しく4月から改正された会計年度任用職員制度、この趣旨、これにちゃんと趣旨載っていますけれども、こういったのをご覧になりましたか。ちょっとお尋ねします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、総務政策課長が答弁したとおりでございまして、新しく法の改正、そして4月から施行の会計年度任用職員の制度を玉城町として大きく打ち出して運用しておるといふふうなものではないというふう認識をしております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 町長、要するにこの趣旨、こういったものを読まれましたかと。理解されましたかと。それを尋ねさせてもらいました。全て職員に任せてあるというのであれば、それで結構なんですよ。どっちですか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 担当のところで詳しく整理をして、運用しておるといふことです。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 町長、今、申し上げたとおり、実績でこれフルタイムに該当します。そして、総務省自治行政局公務員部公務員課、応対してくれた方が、そういう状況であればフルタイムですとおっしゃいました。

ちなみにもう一つ申し上げますと、この庁舎で働いていらっしゃいます前年度まで業務補助職員さん、1階、2階で働いていますでしょう。あの人たちは、同じ17条で18日勤務です。そして、このマニュアル見ましたら、1週間常勤と同じ時間を働けばという会計年度任用職員のパート、フルタイムに該当する、そういうところありまして、念のため私、聞きました。玉城町の役場に勤めてみえる昨年度まで業務補助職員さんの勤務形態を話して、18日勤務で1週間、2週間あるいは月によっては3週間常勤職員さんと同じように働く週があるかも分かりませんが、この人たちはどうですかと言ったら、これは毎月全ての週で常勤さんと一緒のように働かなければ、これはパートタイムになりますと。ですから、今、下で働いていらっしゃる人たちはパートタイムの任用で、これはいいと思います。

この保育士さん13人に対しては、まるっきりフルタイムに該当するみたいなんで、それで保育士さんには小さな子供たちを預かってもらいまして、気持ちよく仕事をしてもらわなければいけないと思います。それで、保育士さん、子供たちの生活全般の世話をしながら心身の発達を促したり、社会性を養ったり、そして食事や睡眠、排泄、清潔さ、衣類の着脱などの基本的な生活習慣を身につけさせてもらう重要な業務を担ってもらっているのです。そういった人たちがやっと常勤で働けるようになったんですから、今まで残業扱いで勤務していたのが。それも皆さんの給与の何分の1かの、また、会計年度任用職員になったといっても給料が上がるものではありませんから、少ない金額で、失礼ながら本当に少ないと思えるような金額で働いてもらっているんです。こういった人たち、ちゃんと雇用する気は、町長、ありませんか。

それで、昨日、私、町長、この議場へ入りまして、このポスターは私のためにあるんやなと思いました。議長席の右見たら、「やさしさ」と「おもいやり」、それから町長

は見えませんが、町長の正面に「やさしさ」と「おもいやり」、これは新型コロナウイルスに関することですが、これはもう当たり前のことで、コロナに関することばかりではありません。「『やさしさ』と『おもいやり』あふれるまちづくり」、これをつくるにはまず町長、今、申し上げましたように、この13名の方は、今までは本当に地公法17条で18日勤務、そして残業扱いで暦どおり働いていらっしやったんですから、フルタイムで働けるようになったんですから、常勤で。4月から改正する気はありませんか。

これ多かれ早かれ、全ての自治体がそのようになります。そして、今、保育所の所長さんなんか、保育士が足りません、やりくり大変ですとおっしゃっていましたが、近隣の市町が求人票に退職金制度ありと書いたら、玉城町は書けませんから、パートでは。玉城町で働いてくれる人が少なくなると違うのかなと思いますが。

町長、私は4月から新しくなった改正地方公務員法どおりの雇用をしていただきたいと思って、質問させてもらっております。そして、今までの答弁一番最初の理由、理由というのは方策を述べてもらっただけで、理由は聞いていませんけれども、これも本当に人件費の抑制と思います。

町長、本当にどうですか。来年度から正常に雇用するようなことを考えていませんか。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 副町長 田間。

私のほうからご答弁を申し上げさせていただきたいなと思います。

まずもって、会計年度任用職員を今年度採用というふうなことで、これはもう法に忠実にというふうなことで。これにつきましては、昨年度来、検討した中で、正規職員の採用、また、さきに総務政策課長のほうから説明申し上げました任期付職員の採用というふうなことを考え、全体的に継続するという意味ではなしに、抜本的に見直すという考え方を1つ持っております。

ですので、今年4月1日採用の保育士につきましては、7名の正規職員を採用いたしております。その中には40歳までの社会人枠として、2名の職員も採用をさせていただいたところでございます。ですので、去年まで業務補助員として勤め上げていただいた方につきましても、そういう門戸を大きく広げた。また、40歳以上の方につきましても、任期付職員ということで採用枠を、結果的に4名の採用でありましたけれども、門戸を広げたというふうなこと、さきの山路議員のお話の中で、退職金の話もありました。やはりしっかりと勤めていただいて、退職金をもらっていただくという制度につきましては、正規職員として頑張っていただくというふうなことで、制度というか正規職員の採用枠を広げながら、また、そこを補完する意味で、会計年度任用職員ということで35時間勤務のほうの方を設定させていただきました。

この35時間の中にも、保育士の場合はやはり働く側の条件がどうしても出てきます。働きたくても子供さんが小さくて、朝、夜の遅番、早番ができない、また、土曜日保育



ができないという方がございます。ですので、そちらのそういうふうな方の条件的な部分もクリアするために、こういうふうな会計年度任用職員というふうな形で、幅広く柔軟に対応できるように設定をさせていただいておるところでございますので、この点十分ご理解を賜りたいと思いますし、また、今、総務省の調査の関係もありました。さきに自治労からの調査も出ております。自治労からの調査に見ますと、自治体の中で92.4%がパートタイムの職員採用になっておるといふようなことで調査発表も出ておりますので、こちらの動向も注視しながら対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 予想どおり、副町長、いろいろなことをおっしゃってくれまして、もっともなところもありますけれども、私の質問から外れているところも少々あるのではないかと思います。それはそれでよろしいですけれども。

限られた時間の中でこうやって申し上げておるんですけれども、やはり総務省の指導は指導で、それを遵守する必要があると違うかなと思いますけれども、私は、そして、地方自治体として、これが玉城町役場が法に遵守するような姿勢を示さなければ、町民の皆さんが、この行政放送を見られた皆さんが、玉城町ちょっとやり方、変なことやっているんじゃないかと。そして、それやったら町に協力もできないなど、そんなふうなことを思われる方もいらっしゃると思います。

あくまでもこれ私、本当に総務省に確認しての質問です。資料も集めて、これらも。町の考えは、あくまでも今、田間さん述べられたそうですけれども、ひとつ町長、もう時間本当に今回ありませんので、町長、これは本当に総務省、指導あります、必ず。全国同じように、これ適正に地方自治法、改正された自治法を守らなければならぬ時期が来ると思います。そのときは確実に見直してくれますか。それだけちょっと確認させてください。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 玉城町としてずっとやっぱりいろんな全体の経常的な費用、人件費からそれぞれの物件費から、どういうふうな形で財政コントロールをして、そして持続していくのかというふうな中でありますから、それは自主自立の調整運営をしていかなあかんです。

そんな中で、今、副町長から申しあげましたそれぞれの会計年度、法改正によりますところの会計年度任用職員制度が創設されて、それを適用していかに玉城町としての運用をしていくかというふうな中で、希望された方々のお気持ちあるいは条件を聞かせていただいて、ご理解をいただいて就職をしていただいたと、こういうことでございます。やはり町独自の考え方というふうなもので、今お勤めいただいている方々につきましては、ご理解いただいた上で就職をしていただいたと、こういうことでございまして、特別なその方々に不利な条件をお願いしておるといふ考え方は持っておりません。

以上です。

○議長（山口 和宏） はい、答弁。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

私のほうから制度の説明ということで、パートタイムの説明はもう理解いただいたと思うんですが、それを現状フルに勤めておるやないかというようなことのご指摘です。

これ現状といたしまして、やはり採用をする人数が若干少なかった。これはもう応募しても応募がなかったというようなところがございます。これがそのような採用しておれば、フルタイムやなしにパートタイムの勤務でローテーションできるのかなということを考えますので、今後そのようなことで、引き続いて求人の方を努めていきたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） これ本当に何度も言いますけれども、改正地方自治法では今までフルタイムでは雇用できなかったのが、これフルタイムの任用可能であることを明確に、やっと70年近くたってしてくれたんですよ、政府が。そして、そうした任用は正職員さんやなく、安い賃金でフルタイムで働いてもらえる。これは雇用する側も雇用される側にとっても大きなメリットあるんです。そういったこともしっかりと町長、またこれ差し上げます。これ、1回目通しますか。書いてありますよ、これ。そして、本当に早ければ来年度、どれだけ遅くてもまた今度の総務省から指導があったときは、適切に法律を守ってもらいたいと私はそう思います。

本当に時間が少ないので、次に移ります。

外城田川の改修について、平成29年台風第21号後、翌年の8月20日に開催された知事と町長の1対1対談で、知事に外城田川の改修と堆積物の除去を要望されました。知事は1年かけて、外城田川上流から下流域までの河川整備計画の策定を約束してくれました。既に外城田川河川整備計画が1年前にできておりまして、その計画に基づいて、玉城町、この1年はどのようなことをされましたか。ちょっとお尋ねします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

山路議員のご質問にお答えさせていただきます。

外城田川の下流側は県の二級河川ということになってございます。令和元年8月に河川整備方針が策定されまして、本年1月におおむね30年でやります河川整備計画が策定されたところでございます。上流側の町といたしましては、本格的な改修は下流の改修が終わってからじゃないとできないということでございまして、当面の治水整備計画を昨年11月に策定したところでございます。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 文書によって違うんか分かりません。河川改修計画のときでは30年の期間をかけてとも書いてありましたし、やはり部分的にはこれは絶対してはいけま

せんで、下流域、上流域、全て総合的に見て、河川改修は必要やと思います。それで、すぐには完成はできないと思います。

それで、今できることは、3年前の台風後できることは、皆さんご存じのように、外城田川、相合川もそうですけれども、県道から下流域、外城田川と相合川が合流する地点、その付近まで堆積物が物すごくて、川の体をなしておりません。そして、少しずつ堆積物を取ってもらってもいるようですが、これこそ20年も30年もかかるんじゃないかと思います。それで、町長にまたこれお願いなんです、堆積物を本当にもう今までの何倍もの量で取ってもらうように、県に要請していただだけませんか、町長。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

堆積土砂の撤去でございますけれども、例年、毎年やっていただいているところでございます。令和元年度につきましても、相合川のほうにおきまして1,100立米、それから外城田川におきまして2,300立米のしゅんせつをやっていただいております。

それから、町長の要望ということでございますけれども、町長は事あるごとに要望していただいております。近いところでいきますと、7月の末に行われました宮川水系の治水整備促進期成同盟会の場であり、あとまた近いところで大規模氾濫減災協議会、8月25日に開催されましたんですけれども、そちらのほうでも町長のほうから発言いただいて、県のほうに引き続き河川の堆積土砂の撤去、管理については適正にお願いをしたいということを申し上げているところでございます。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 具体的に言いますと、恐らく伊勢建設事務所の所長に町長からお願いされて、また職員さんは職員さんで、保全室の保全課にお願いするのがいいかなと思いましたが、町長、答えていただけませんでしたけれども。

そして、要望してもらった結果、どのようにおっしゃっていたんですか。答えはどんなでしたか。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

まだ今年度、具体的な箇所等は決まっていないということでご返答いただきまして、ぜひ外城田川のオノボシの下流のあたりをやっていただきたいということで要望してまいりました。

○議長（山口 和宏） 6番 山路善己君。

○6番（山路 善己） 1,000立米とか1,500立米とか、量が本当に少ないんです。微々たるものです、堆積物からいえば。あの堆積物が全て取ってあって、川の体をなしてしましたら、恐らく増水したときなんか1メートルぐらい水位が下がるんじゃないかと思いません。

そして、さきの台風10号でも九州地方の人には本当に悪いんですけれども、死亡者も

出まして被害も出ております。当初、24時間で600ミリから1,000ミリ、また次の日なんかは500ミリ、また次の日は600ミリとか、あの台風まともにこちらに来ておったら、完璧に3年前の状況と同じようになったと思います。本当に九州地方の方には申し訳ないけれども、悪いんですけれども、ちょっとそれてもらいましたんで、この辺はよかったと思います。

ですから、河川改修は時間かかります。しかし、堆積物の除去はそんなに時間かかりません。やろうと思えばいつでもできると思います。ですから、もう町長はじめ担当職員さん、担当部署に何度も足を運んで、堆積物の除去、またその下流のほうはひよっとすればしゅんせつも必要かと思えます。そういったことで、一生懸命、本当に訴えてください。でなければ、床上浸水二百七十何世帯でしたか、床下浸水は250世帯ぐらい、五百二、三十世帯の方たち、この3年間、この夏、今の時期、本当に心配されていたと思えますよ。できることは本当に堆積物の除去しかないんですから、あれを全部取ってもらえば、あふれる水は少なくなると思えます。

床上浸水になったおうちは床下浸水になる可能性もあるし、そういったことだけを本当に、コロナ体制も大切ですけども、両方本当に田丸地区の被害に遭った方たち、まだこれ今9月でしょう。また来月まで一月もあるし、また台風の発生する可能性もあるんです。何度も何度も足運んで、要望してください。

議員に就任してすぐの6月の定例会の質問で、私、このように申し上げました。外城田川、四千何百メートルぐらいあると思えます。相合川との合流点まで。あそこを5つぐらいの工区に分けて、同時にやってもらえるようなことをお願いできませんかと言いました。ちょっとそれは非常に難しいんですけれども、それぐらいのつもりで要望してやってもらわんことには、本当に被災された方、五百何十世帯の方、安心してられないと思えます。これが役場の仕事やと思えます、私は。本当に安心・安全とよく言葉で言っておりますけれども、そこに「やさしさ」と「おもいやり」、本当に優しさと思いやりがあれば、何度も足運んで、町長も担当職員さんも、ぜひとも速やかに堆積物を除去して、ある程度安心して暮らせるようにしていただきたいと思えます。

以上で、そういったお願いを申しまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 外城田川の土砂の撤去、このことも度々質問いただいていますし、そして予算に計上させていただいて、外城田川の準用河川、玉城町管理のところの土砂撤去から河床の整備、あるいは蛇籠、そういうふうなことの整備も施工しておりますんで、その点はぜひご理解いただきたいと思えますし、これからもそうしたところの整備をしていくという考え方です。

それから、県もきちっと今までの過去からの県管理のトワマズから下のところのどこをやってきたというふうなことのハチョギも示されておりますし、県も確実に進めてくれておるといことなんです。しかし、最近の自然災害はご承知のように、もう河川の

容量を超える大雨が降るといことですわね。九州の7月の災害にしても、最上川の災害にしてもそうですわね。

だからまずは町の皆さん方に要望をさせていただきながらお願いしていくのは、川があるから大丈夫やと、こういうことではないわけです。いち早くやはり自分で自分の命をやっぱり守ってもらうと、そのための備えをしておいてもらうと、こういうことではないといかんなど。同時に近く、また、課長から説明申し上げました明日17日ですけれども、県と一緒に策定をしておりますところの説明会も開催すると、こういう取組を進めておりますし、また9月末にもそうした知事も来ていただいて、災害対策についてのパネルディスカッションもやると、こういう考え方で取り組んでおりますので、やっぱり今は線状降水帯がもう速いスピードで……もう時間やな。やめとくわ。そんなんで、これからもやっています。

以上です。

○議長（山口 和宏） ありがとうございます。

○6番（山路 善己） 議長。

今45分で、もうちょっと町長もオーバーしましたものでな。

○6番（山路 善己） そうやって終わっとったのに、ほんなんそれあきませんに。1回だけ。

○議長（山口 和宏） はい、どうぞ。

○6番（山路 善己） 庁内のことは課長から聞きまして、やってもらっておるの分かります。私は、要するに川というのは上流から下流まであるんです。ですから、伊勢市を走っております県管理の県道大野橋から下流のことを話ししておるんです。あそこが本当に川の体をなしていませんので。そして、やっぱり町民の皆さん、あれが本当に……

○町長（辻村 修一） 何遍も要望しておるんでさ。

○6番（山路 善己） 何遍も言わんことにはやってくれませんかやんか。

○議長（山口 和宏） 暫時休憩します。

（午後1時46分 休憩）

（午後1時47分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

以上で、6番 山路善己君の質問は終わりました。

ここから15分の休憩をさせていただきます。2時5分からお願いします。

（午後1時48分 休憩）

（午後2時04分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

〔4番 津田 久美子 議員登壇〕

《4番 津田 久美子 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、4番 津田久美子君の質問を許します。

4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、感染された方々に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い回復をお祈りいたします。

また、感染拡大の最前線で戦っておられる医療従事者の皆様には、感謝と敬意を表します。

今回の質問は、新型コロナウイルスによる影響と玉城町の対策について、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた学校教育の課題とGIGAスクール構想によるICTを活用した学習活動の推進についての2点でございます。

まず、1つ目の質問より伺います。

この半年の間、新型コロナ関連の報道がされない日はないほど未知のウイルスは猛威を振るい、その影響は都市、地方を問わず大きなものとなっていることは言うまでもありません。一時は生活、経済の活動が大きな制限を受けましたが、人々は新しい生活様式を取り入れ、ウィズコロナの下での行動を模索し、何とか前に進もうとしています。

国難とも呼べるこの事態に状況を見極め、玉城町として必要な対策をスピード感を持って行うことは必要です。各自治体においては国・県とも連携し、命と健康、人々の暮らし、経済など様々な点における対策が求められ、玉城町においても「元気回復G-PLAN」として、玉城町新型コロナウイルス特別対策を講じ、また、国からの地方創生臨時交付金を受け、予算措置を行い、事業に取り組んでこられました。まだ終息の兆しが見られず、ウイルスとの戦いはそのさなかではありますが、何を重点として対策を講じ、実行してきたかを振り返り、町民の安心と安全を守るために感染症そのものへの対策、生活支援や経済への対策、防災・減災への対策について、さらに今後必要と考えられることについて伺います。

まずは、町長の所感をお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 津田議員から、新型コロナウイルスによる影響と玉城町の対策について、今後必要とする対策の所見を問うという質問でございますので、私からまずは答弁をさせていただきます。

玉城町としての新型コロナウイルス感染症対策、少し重複しますが、ほぼ県と同時期に、県下でもいち早く1月31日に対策本部を設置して、対策に当たってきたところでございます。これまで必要なところに必要なサービスを届けることを基本とした施策を講じており、激変する状況の中で「元気回復G-PLAN」をはじめ、ほぼ毎月にならって補正予算をお願いしてきたところであります。

また、コロナ禍において、住民の皆さんが地域で安全・安心して暮らすということが、お互いが理解し合い、思いやりや優しさを持って過ごすということが基礎であります。そのことが何よりも大切であると考えての下、8月17日には「『やさしさ』と『おもいやり』あふれるまちづくり宣言」を発表させていただき、早速、元気ですたまき委員会さんや小・中学校で活動を始めていただいておりますという状況です。

提案を昨日させていただきましたように、今回の7号補正でもその宣言の実施を行ったこれからの啓発活動、さらに感染防止、事業継続、経済回復と大きく3つの項目に整理をいたしまして、感染された方への寄附金や生活応援サービス、インフルエンザ予防接種の無償化や補助、玉城町版持続化給付金など、町の現状に照らしてきめ細かく対応をさせていただいております。

引き続き迅速かつ丁寧にサービスを提供させていただきたいと、こんなふうな考え方を持っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） ただいま町長のほうから、7号補正により、町の現状に照らした対策に重点を置いていかれるとの答弁がありました。これまでのものと含めて、対策に当たっていかれるということだと思います。

それでは、もう少し細かく、さきに述べた3つのうち、まずは感染症対策について伺いたいと思います。

これからの季節性インフルエンザとの同時流行も懸念され、受診の仕組みの見直しも考えられます。全ての医療機関は、一層の感染予防へ1段階引き上げた対策を取る必要があります。そのような状況において、町内の医療機関への補助や、また、混乱なく受診できるように必要だと考えておられることはないでしょうか。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

津田議員の質問事項なんですけれども、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行を見据え、その防止対策として、今回、高齢者の方には法律に基づき、自治体が主体とする実施する定期接種は、現在、自己負担額1,300円を全額補助とし、町内の病院のほうでは無料でさせていただきたいと思います。あと、町外での受診された方は、後日、交付という、申請により補助という形を取らせていただきたいと思います。

あと、生後6か月から中学3年生までの子供たち、また、国は1回500円の補助からおおむね2分の1を補助すると考え、1回2,000円の補助に助成額を拡大いたします。

同様に、妊婦、障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方にも、同じように補助の対象を拡大させていただきたいと思っております。

あと、現段階では、この補助は今年度限りという形で考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） ただいま答弁いただいた内容は、町民の方への補助という形になるかと思いますが、医療機関に対しては、たくさん医療機関といってもいろいろあると思うので、なかなか難しいこととは思いますが、状況に合わせてそういったことを考えているということはないでしょうか。

○議長（山口 和宏） 地域共生室長 中西扶美代君。

○地域共生室長（中西 扶美代） 地域共生室長 中西。

すみません。先ほど質問いただいたのにお答えいたしませんでした。申し訳ありませんでした。

医療機関に対しては、1段階としてマスクの配布をさせていただきました。また、追加として、アルコール消毒の配布を予定させていただいております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） インフルエンザワクチンの補助金の拡充については、私もこの一般質問の通告書の内容に入れておりましたが、ただいま答弁いただきましたので、割愛させていただきます。

次の質問に移ります。

生活支援と経済対策について伺います。

新型コロナウイルスに関して、生活の影響にあった方の相談を受けておられると思いますが、その中で困っていると感じられるところや、また、社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金の対応の状況から見て、さらなる生活支援の必要性について感じていることはないかお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

生活支援についてでございます。

町のほうでは、4月から新型コロナウイルス感染症の影響により緊急また、かつ一時的に生活が困窮し、生活の支援が必要となられた方に、社会福祉協議会を相談窓口として、生活福祉資金の貸付けと返済免除の事業をいち早く取り組ませていただいております。当初、この返済免除事業につきましては100人分を準備する中で、実際6月までは申請件数はあまり多くございませんでしたけれども、7月以降の申請状況を見ますと、毎月10件以上の申請、ご相談があるというところで、9月14日現在の貸付件数は33件となっております。新型コロナウイルスの感染症拡大防止のその影響が長期化してきており、厳しい状況の積み重なりによって、生活維持が困難となる方が徐々に増えてきているのかなというふうに見受けられます。



また、今後もこの状況がしばらくの間、続くのではないかなということも心配しております。

三重県が行っております生活福祉資金の緊急小口資金、総合支援資金というのもございますけれども、こちらの貸付申請の件数につきましても、14日現在ですと52件の申請件数がございます、その実人数が37名というふうに聞いております。その37名の対象者の方には、町のこの事業の活用をしていただけるものというふうに考えておりますので、まだ残りあと6割程度は余裕があるというところではございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、状況の積み重なりによって苦しい状況が続いてくるというようなところで、今後まだもう少し予断を許さないというところではございますので、今後の拡大感染の状況、また経済の状況によりましては、追加的な貸付資金の対応をするべきではないかなというふうに考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 生活支援のところは本当に最も重要なところだと考えますので、町に関しましても柔軟な対応を求めたいと思います。

それでは、生活支援とともに経済の回復はセットで考えなくてはなりません。新型コロナウイルスによる経済支援対策として、今は継続・回復段階の対策に向かっておられると思います。現在進行中であるものも含めて、その効果についてと情報発信は十分であるかについて伺いたいと思います。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

議員仰せの新型コロナウイルス感染症特別対策の継続・回復段階の経済支援としまして、GTO（元気・玉城・応援）プレミアム付商品券発行事業、あとクラウドファンディングの応援補助金の事業、中小企業等の金融対策事業としてセーフティーネットの保証融資の保証料の補助、テークアウトウェブショップ化の支援事業、玉城町公式ECサイトの拡充支援事業などの事業をさせてもらっております。

まず、GTO（元気・玉城・応援）プレミアム付商品券の発行事業につきましては、買っていただいたお客様にはもう大変喜ばれていますし、商工会からは売上げに貢献していますよという声もいただいております。現在、昨日から第2弾ということで発売をさせてもらったんですが、今日の午前中で売り切れるというような状態になってまして、2,500円の商品券を1,500円で買っていただけるものを1万5,000セット全部で用意しまして、これが完売となりましたので、経済効果としましては、総合で3,750万円の動きが考えられます。

続きまして、クラウドファンディングのほうです。民間のクラウドサイトを使ったものになります。

こちらのほうにつきましては、簡単にはインターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達するという仕組みなんですけれども、こちらのほうにつきましては

も、今現在、2件の問合せをもらってしまして、もし予算額が全て実行できれば、総額で約1,000万円相当の経済効果が得られると考えております。

続きまして、セーフティーネット、保証融資の保証料の補助金の事業ですが、こちらにつきましては、継続、安定を目的にして実施しておりますが、現在、3社の事業者様のほうに補助をさせてもらいました。こちらのほうにつきましては、実績が、結果としては使われないほうがよいのかもというふうには思いますが、これからも先、継続して金融機関さんと一緒に情報連携しながら、進めていきたいと考えております。

続きまして、テークアウト、ウェブショップなんですけど、こちらはちょっと第3弾で、こういう「おうちdeごはん」というのを出してありますが、これのウェブショップ版というか、いわゆるテークアウトを推進するために、これは今、紙版ですけれども、これがインターネット上で注文から決済までできて、あとは店に持ちに行くというスタイルのそういうシステムを今つくっておるんですけど、これが現在、いろいろ含めて11店舗の方に参加のキをもらっています。あと返事待ちをもちまして、8店舗のほうになっておりまして、これが11月2日から実施予定としております。

あと、公式のECサイトというか、こちらですけれども、新型コロナウイルスの新たな生活様式が確立されてくる中、お取り寄せとかネットショッピングの利用が増えておりまして、町内事業者様にそのウェブサイトの参入に向けた体制づくりをしておりますが、こちらのほうは10月1日にネット販売のオープンを準備しておりまして、8店舗で33アイテムの商品を販売する予定でおります。

以上です。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 生活に直結した対策であるプレミアム商品券については、既に売り切れたとのこと。皆様のお役に立てればいいかなと思います。商工会はコロナ禍において、会員向けのアンケートを取られていると思います。それはもちろん産業振興課のほうでも共有していただいているとは思いますが、常に情報共有を行い、対策に役立てるとともに、今後もニーズと事業者の支援に当たっていただくようお願いしたいと思います。

また、先ほど課長がおっしゃってくださったクラウドファンディング応援事業、EC化支援などの事業に関しては、新しい試みであると思います。その時代に合ったチャレンジを行うことは、こういうコロナの状況においても大変必要なことであると感じております。しかし、まず町がどのような対策をしているのかを町民自身に知らせることが、こういったインターネットを中心に情報を拡散していったら広まるような対策に関しては有効であると考えます。なので、情報を町民の皆様により知れ渡るような努力もしていただきたいと思います。日頃はボランティアや町内の活動に参加しにくい世代の人たちも、自分たちの住む町のためにできることが何かあると感ぜられることも、コロナの影響を受けた事業者さんを助けることに、また思いやりにつながっていくのではないかと

思います。

それでは、3つ目に、防災・減災対策について伺います。

度重なる災害で、コロナ禍での防災対策が浮き彫りになり、これから台風が多く発生する時期を前に、玉城町においてもその対応は必須であると言えます。前段の複数の議員の質問の中にもありましたので、私のほうからは1点、危機管理の観点から避難の仕方について、平時よりコロナ対策も含めた町民への周知についてはどのように行うのか、住民ボランティアさんと協働でそういった周知に取り組んでいかれるお考えはないかお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

コロナ禍におきます避難所の周知ということは、本当に大切なことというふうにごちらとしても捉えておるところでございます。この周知の方法といたしましては、玉城町といたしまして、現在のところは広報紙のほうで例えば日頃からの備え、これはコロナ対策も含めての備えをしていただくというふうな周知もさせていただいておりますし、また、避難所の分散化というふうなことにつきましても記事を掲載し、周知をさせていただいております。

ただ、広報紙を見ておられない方もあろうかと思っておりますので、やはり今後はほかのツールも考えていく必要があるということで、今現在、ちょっと遅いんですけども、ホームページへの掲載も考えておるところでございます。

先ほど津田議員のほうからもお話がございました。現在、町内で防災ボランティアが大変防災・減災につかまして活躍をいただいておりますということで、昨年の校区別の避難訓練の際にもご協力をいただいたということでございます。まだ代表の方とはお話をちょっと詰めてはおりませんが、もしできることならば連携をさせていただいて、活動の場、例えばこれは学校とか地域、いろいろ出向いていただいておりますので、そういった場で先ほど言いました日頃からの備えとか、避難所の分散化というふうなお話を伝えていただくと、これも周知につながるのではないかとというふうに考えておりますので、早速、代表の方とお話をさせていただきたいなというふうには考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 今は集まるのが難しい状況下にあるとは思いますが、感染対策をしっかりと取って、いろいろな方法で周知に努めていただきたいと思います。

また、今後の新型コロナウイルスの感染状況やその影響を見極めながら、様々な対策がさらに必要になってくることも考えられます。対策を担当課ごとだけに考えるのではなく、横断的に現況をしっかりと把握し、意見交換も行いながら、これからの対策を実行していただきたいと思います。

では、次に、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた学校教育の課題とGIGA

スクール構想によるICTを活用した学習活動の推進について質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大は学校教育にも大きな影響をもたらしました。小・中学校をはじめとする学校一斉休校による事業の停止や様々な活動の制限が感染防止対策、人権教育、感染が発生した際の危機管理体制の在り方などに様々な課題を呈してきました。その都度、国や県の方針の下で、教育委員会と学校が一丸となって対応に当たってこられたと思います。しかし、まだ終息の兆しが見られていない状況下においては、またいつ感染の流行の波、新たな感染症や災害に見舞われるかもしれません。子供たちの学びの保障と未来へ向かって変化する教育環境にどのように対応していくのか。加速化されたGIGAスクール構想の下で、どのようにICTを活用した学習活動を進めていくのか。今年度中に整備される1人1台端末を生かしていくために、必要なことを伺いたいと思います。

まず、コロナ禍でクローズアップされたICT教育の必要性をどのように感じておられるでしょうか。

小・中学校の家庭にアンケートも取られたと聞いておりますが、そこから分かる玉城町の課題と導入に当たり考えていかななくてはならない点についてお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

津田議員の質問にお答えします。

まず、ICT教育、オンライン学習の必要性ですが、臨時休校中の学習においては、玉城町は主に学習プリントと録画授業動画、小学校の英語と4年生の算数の配信で対応しました。しかし、学校を再開して分かったことは、子供たちに学力の差が生まれていたということでした。このような学力差をなくしていく方法の一つに、オンライン学習の充実と必要性を強く感じております。議員が言われるように、いつまた臨時休校の措置を取るようになるか分かりません。早急にその準備をしていきたいと思っております。

2つ目の質問についてお答えします。

アンケート結果から、玉城町における課題についてお答えします。

家庭にWi-Fiが整備されているかという問いに、約96%のご家庭が整備されているというふうに答えていただいております。言い換えれば、4%の家庭、子供の人数にすると約50人が、オンライン学習ができないということになります。この4%のご家庭については再度さらに詳しい調査を行い、実態を正確につかみたいと考えています。アンケート結果から見える課題の1つに、インターネットが環境がない家庭に対して整備を行う必要があると考えています。課題の2つ目としては、臨時休校になったとき実際に使えるように、日常から学校教育の中でICT教育に取り組んでいく必要があると考えています。そのためには、使い方や効果的な学習の方法の研修会を今後どのように進めていくかという課題もありますが、しっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 私は結果を聞きまして、意外とWi-Fiの整備がされている家庭が多いんだなというふうには感じました。それは時代のせいもあると思うんですが、その4%のところも絶対に忘れてはならないところだと感じます。その整備についても詳しく調査をされるということですが、考えていっていただきたいと思います。

また、休校中に子供がオンラインのために端末を与えてもらったとしても、使い方が分からないですとか、そういった問題も出てくるかと思っています。

2018年のPISA調査、OECD加盟国の生徒の学習到達度調査というのがあります。これはICTの機器についての生活の中でどのように使われているかという調査項目の中で、日本の子供はゲームやチャットには使うけれども、勉強や学習にはなかなか使われていないという結果が浮き彫りになっています。これは、私たち大人にも同様のことが言えるのだと思います。だから大人がいたからといって、確実に子供に家庭でオンライン教育が受けさせられるという保証もないのですが、そういったところも注意を払いながら、導入の段階で細かい説明を行っていく必要があるのではないかと感じます。

様々な課題はありますが、新たに進められるGIGAスクール構想は、当初の予定は2025年が到達の年だったかと思っています。それがこのコロナで、大幅に早めて進められております。

では、その中で、目指す子供の姿というのは変わってきているのでしょうか。育てるべき必要な力などについて重要と考える点についてお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

津田議員の質問にお答えします。

まずは、これは私の考えですが、どのように社会が変わっても、教育技術が進歩しても、私たちは人として成長することが大切であると考えております。人を思いやる心や自他を大切にすること、また、自然を大切にすることなど、これまでも学校で目指してきたことをこれからも大切にしていきたいと思っています。その上で、ICT時代を生きる子供たちにさらなる力としては、AIに使われるのではなく、AIを使いこなせるそういう人に育てていかなければならないと考えています。このGIGAスクール構想をそのように捉えて、取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 私もオンライン教育で機械と向き合うことが多くなると、感性の豊かな子が育たなくなってしまうのではないかと、コミュニケーション能力が育たなくなってしまうのではないかと懸念が確かにあります。ですので、そのところは学校でしっかりとそういう時間も設けながら、さらに今、教育長がおっしゃってくださったような未来を生き抜く子供たちに大切な力をつけていきたいと思っています。

そこで、先生に一から十まで全てを教えてもらうのではなく、時に学びたいことや答えを見つけるための情報を自分で探し出し、考え、今、自他との関わりというお話もありましたが、他者と対話をすることで深めていくことがこれからの子供たちには求められるのではないかと考えられます。ICTの活用はその手段として取り入れていただき、機器を使える子供を育てるのではなく、自分から学びに向かう主体性ともっと調べようとする探究心を育むことこそ、大切なのではないかと考えます。

また、学習活動の中で分かるようになる、できるようになるといった経験こそ、今の子供たちに不足しがちだと言われている自尊心や自己肯定感にもつながっていくのではないかと考えます。

そんな中、ICTを活用した学習活動が実現し、その際に障壁となることを把握した上で導入に進めていかれるのだと思いますが、国の補助や交付金の措置によって、ハード面は予算措置が講じられて、端末、環境整備は整います。ソフト面の対策や課題についてはどのように考えておられるでしょうか。例えば教員の負担、ICT教育支援員などの必要性、家庭や地域の協力、また、行政の財政支援が時には必要となることもあるかと思えます。こちらについて、どのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

まず、先ほど議員も言われたように、今までの教室ではできなかったことが、逆にICTを活用した学習活動で実現できることは幾つかあると思っております。1つに自分で計画を立て、自分で好きな時間に学習できる。学校のように時間に追われることなく、自分のペースで学習をすることができるようになると思えます。ただ、このときに必要になってくる力が、自分を律する力とか我慢する力とか、そういう学校の教育の中では先生がやってくれたことを全て自分でやっていかなければならない。そういう部分での力が、逆に子供たちには必要になってくるかと思えます。

それともう一つは、インターネット環境があるところならどこにいても学習ができるという。報道にもありましたが、学校に何らかの理由で行けない児童・生徒の学習の機会を保障できる、そういう機会にもなると思えます。

また、障害となることと、それをどのようにしていくかなんですが、ICTを活用した学習では、その場の雰囲気や緊張感や友達や先生とのコミュニケーション、友達とつくり上げるような学習、先生からのタイムリーなサポートが受けられないなどのことが考えられますが、ただ、先ほども言いましたが、家庭で1人で学習していくには自分を律することや粘り強さ、そういう力も逆にこのオンライン学習でつけていけるというチャンスであるのかなというふうにも考えます。

もう一つ、障害を持っている子供たち、特別支援学級等にいる子供たちにも楽しく分かりやすく学習し、将来の生活に活用できるような、そういうふうなことをしていく必要もあるし、この子供たちがこういう機器を使いこなせるようになれば、きっと世界は

広がっていくんだろうなというふうにも思っております。

先ほど言われました今回、子供たちのためのGIGAスクールですが、ハード面、予算面についてなんです、オンライン学習では様々なデジタル機器をするのにお金がかかります。これについては、玉城町には情報教育の委員会がありまして、その先生方と玉城町の子供たちにとってどの教材が、どのソフトがいいのか協議しながら決めていきたいと思っております。

それと、先生方の軽減なんです、忙しくなる反面、プリントを印刷したり採点したりという、そういう事務の仕事がパソコンによって簡略化されることで、逆に教員の軽減負担になるところもあると思っております。もちろん研修を積んで、教材づくりというのには少し時間はかかると思っております、できてしまえば逆に先生たちの軽減負担につながるのではないかと思います。

それともう一つ、ぜひ家庭や地域の方にご協力いただきたいことがあります。

今回のコロナウイルスで学校が休校になったときに、子供たちの生活がとても乱れていました。GIGAスクールでオンライン学習になったとしても、早寝早起き、朝ご飯、そういった取組については、ぜひ協力をお願いしたいと考えております。

それともう一点、先生方の研修に関わっては、ICTアドバイザーという方に来ていただいて、ソフトの使い方とか効果的な学習の仕方を教えていただきたいと考えております。その指導に当たっては、できれば今ある度会郡指導主事室にその役割を担ってもらるか、町単位でICTアドバイザーを雇っていただいて各学校に回っていただく、そんなことも財政面で力をお借りしたいところというふうに考えております。

すみません、以上です。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） 急な現場への導入で、教育現場にも教える先生側にもとまどいはあるかと思います。その活用について、技術だけではなく経験や慣れによって、時間をかけて培われていく部分も大きいと考えますので、今、教育長がおっしゃったように、使えるところから、公務支援や教務支援のところから使っていくというのも1つではないかと思います。

ぜひ町長にお願いしたいのは、今、教育長がおっしゃっていただいたようなICT教育支援員というか、アドバイザーという方の存在は、恐らく導入期には必ず必要になってくるものと考えられます。そういったところもご検討いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、今のうちに課題の解決を進めておくことで、いざ物と環境は整ったけれども実装に踏み出せないということがないように、新たなサポートの仕組みの構築も教育現場の声も聞き、検討しながら推進していただきたいと思います。子供たち自身も長い休校の時間を経験し、勉強できないことや友達と思うように遊べないことで、不安や口に出せないストレスを抱えています。そうした気持ちに寄り添いな

がら、子供たち自身が未来に希望を持てるような教育環境を整備していくことが私たち大人の務めであり、学校だけでなく家庭や地域が協力していくことが最も大切であると感じます。

最後に、一日も早くコロナウイルスが終息に向かいますようお願い、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で、4番 津田久美子君の質問は終わりました。

ここで、途中ですが15分の休憩を取ります。55分からさせていただきます。

(午後2時43分 休憩)

(午後2時55分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

### 〔2番 渡邊 昌行 議員登壇〕

#### 《2番 渡邊 昌行 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、2番 渡邊昌行君の質問を許します。

2番 渡邊昌行君。

○2番（渡邊 昌行） 議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

私の今回の質問は1点のみです。

コロナ禍における玉城病院の役割と体制について伺います。

今年のコロナ禍においては、特に医療機関の関係者や介護関係者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策などにおいて、大変ご苦勞なことをおかけしていることと心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。私も一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、早く平穩な日々が戻りますようお願いしています。

そこで、私の質問は、もし自分がこの新型コロナウイルスの感染症の疑いを持ったとして、質問させていただきます。

私はこの3月まで電車などで津まで通勤していましたが、このように通勤電車や外出先等でコロナ感染者との接触の可能性があると考えられて、自分が心配になったため、PCR検査を受診したいと思ったとします。この場合は、まずどこへ連絡をしたらよいかということです。

新聞とか報道等では、まず保健所に連絡するようになっていますし、玉城町のホームページには電話相談窓口の紹介で、厚生労働省のフリーダイヤルや三重県庁相談窓口や各県内の保健所の電話番号が掲載されています。ただし、この掲載は3月3日付の掲載のため、その後変更がありませんか。この玉城町からなら伊勢保健所に連絡すればよ



いと思っていますが、それでよろしいか。また、玉城町役場に問合せをした場合、どのような対応をしていただけますか、お尋ねします。

○議長（山口 和宏） 2番 渡邊昌行君の質問に対し、答弁を許します。

保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

お尋ねのありましたことについてでございますけれども、議員おっしゃられますとおり、玉城町の方であれば伊勢保健所にご相談をいただき、PCR検査の受診といたしますか、検査の有無についてはご判断をいただき、指示に従っていただくというようなことになろうかと思えます。玉城町のホームページのほうでは、3月3日付の掲載のものと、また併せまして6月25日付のもので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様へといったような相談窓口の総合案内のチラシも併せて掲載をさせていただいております。

実は、3月3日付の掲載と、今回といたしますか、6月25日付の相談窓口のご案内では、伊勢保健所の帰国者・接触者相談センターの電話番号が若干違っておまして、6月25日に掲載のものが今も有効となっておりますので、3月3日の掲載の番号にかけていただいても間違いではないんですけれども、そちらの6月25日のものをご覧いただきまして、ご相談いただくようお願いしたいと思います。

また、玉城町役場にお問合せをいただいた場合、どのような対応をしていただけるかということでございますけれども、町のほうでは相談含めまして、健康全般に関しては地域共生室のほうでご相談をお受けいたしております。感染者との接触により感染が疑われる場合や症状のある場合などは、先ほど申し上げました帰国者・接触者相談センターである伊勢保健所へご相談をいただくようにご案内をさせていただいております。

○議長（山口 和宏） 2番 渡邊昌行君。

ありがとうございます。

保健所の指示に従って、検査を受検することとしたいと思います。

そこで、もしPCR検査で陽性の判定を受けて、入院が必要と判断された場合ですが、希望すれば玉城病院に入院することは可能ですか。それとも、遠くても指示された病院に入院することになりますか、お尋ねします。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古憲司君。

○病院老健事務局長（中世古 憲司） 病院老健事務局長 中世古。

お尋ねの件につきましては、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性の判定を受けて、入院が必要と判断された場合の玉城病院の受入れのことということでございますが、現在のところは三重県の指示の下、地域の指定医療機関、こちらのほうは感染症指定医療機関ということになりますけれども、こちらのほうに入院をしていただくということになります。

なお、現在は保健所の公表でもいろいろありますが、医療機関名につきましては匿名になっておまして、厚生労働省からの指導によりまして受診、入院が円滑に行えるよ

うに、一般への公表は原則行わないことになっております。

なお、仮に当病院で入院患者に感染症が発生した場合の受入れでございますが、やはり先ほどの答弁のとおり、指定医療機関への転院が必要ということになります。

ただし、この間、当院としては感染拡大防止を徹底的にやるということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） 2番 渡邊昌行君。

○2番（渡邊 昌行） 非公開の部分があるということですので、これ以上は確認できないと思いますけれども、そこでもしPCR検査の陽性の判定を受けてした場合という話でしてはいたけれども、玉城病院も万全な感染予防対策を徹底した上での医療業務を実施されていると思っておりますが、今後そのような希望をかなえられるような設備や体制を取るような予定、計画はありませんか。もし入院可能とした場合は、何人まで受け入れることができますか、お尋ねします。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古憲司君。

○病院老健事務局長（中世古 憲司） 病院老健事務局長 中世古。

お尋ねの件でございますが、当院につきましての患者の受入れに関しましては、やはりワンフロア全てを新型コロナ感染症の専用病棟にする必要がございます。現在は療養病床50床がございまして、区画することがちょっとできないということもございまして、現在のところ病床利用率につきましては100%に近い数字でございますので、なかなかその意味では、玉城病院にはこういった設備的とか人的に、感染症の指定医療機関としての設備、能力がまだ備わっていないということでございますので、現在の体制では設備的にも困難であると考えております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 2番 渡邊昌行君。

○2番（渡邊 昌行） 玉城病院では難しいという話で、理解させていただきました。

では、周辺地域や町内にある複数の医療機関との連携、例えばPCR検査ができるような機関とか、それから感染者の情報交換とか、町内開業医院との連携はどのようにしていますか、お尋ねします。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古 憲司君。

○病院老健事務局長（中世古 憲司） 病院老健事務局長 中世古。

現時点では、先ほども申し上げましたように医療機関、それから感染者の情報等も非公開でございますので、これ以上申し上げることはお控えさせていただきたいと思っておりますが、ただ、今後、新型コロナウイルスとか季節的に季節性のインフルエンザ、そういったものが流行するということも想定には入れておかないかと思っております。今後、開業医、それから入所施設、学校、保育所等の感染症の診断につきましては、やはり当院として、公的医療機関として積極的に協力をしたいと、このように考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 2番 渡邊昌行君。

○2番（渡邊 昌行） 情報交換しようと思っても非公開な部分が多いみたいですので、それは仕方がないかなと思うんですけども、今後、我々が気軽に健康相談や診察希望者が安心して受診できるように、また、一日でも早い新型コロナウイルスの感染症の終息を図るための体制や方法を検討していただきたいとお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口 和宏） 以上で、2番 渡邊昌行君の質問は終わりました。

これで本日の予定しておりました日程は全て終了いたしました。

明日、17日は午前9時から本会議を開き、引き続き町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時06分 散会）